

参考資料 1 発出文書

(1) 発出文書（環境省分）

年月日	通達番号	通達名
H23. 3. 14	事務連絡	「東北地方太平洋沖地震」による環境汚染の未然防止に対する支援について（依頼）
H23. 3. 16	事務連絡	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により生じた災害対策への御協力について
H23. 3. 19	事務連絡 （産業廃棄物課）	廃石綿や PCB 廃棄物が混入した災害廃棄物について
H23. 3. 23	基安労発 0323 第 2 号 基安化発 0323 第 1 号 環水大大発第 110323004 号	東北地方太平洋沖地震における呼吸用保護具の増産について（依頼）
H23. 3. 28	環水大大発第 110328001 号 環水大大発第 110328002 号 環水大大発第 110328003 号	東北地方太平洋沖地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査について
H23. 4. 5	環水大大発第 110405001 号	東日本大震災の被災地におけるアスベストに関する正しい知識の普及啓発と使い捨て式マスクの無償配布について
H23. 4. 8	環水大大発第 110408006 号	被災地におけるアスベスト大気濃度調査の情報共有の依頼及び実施協力の申出があった地方公共団体、測定事業者等の情報提供について
H23. 4. 8	事務連絡	アスベスト大気濃度調査に係る予備調査の実施について
H23. 4. 12	事務連絡	災害廃棄物の処理技術に関する実務的支援について
H23. 4. 28	環水大大発第 110428002 号	防じんマスクの確保について
H23. 4. 28	環水大大発第 110428003 号	東日本大震災の被災地において活動するボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底等について
H23. 6. 30	環水大大発第 110630001 号	東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業における大気汚染防止法の取扱いについて

H23. 6. 30	基安化発 0630 第 1 号 環水大大発第 110630002 号	石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）
H23. 6. 30	基安化発 0630 第 2 号 環水大大発第 110630003 号	石綿等が吹き付けられた建築物等からの飛散防止対策の徹底について（通知）
H23. 8. 12	環水大大発第 110812002 号	東日本大震災の被災地における被災建築物の石綿使用状況の把握及びボランティア等に対する石綿ばく露防止対策の周知について（依頼）
H23. 8. 12	環水大大発第 110812001 号	東日本大震災の被災地における被災建築物の石綿使用状況の把握及びボランティア等に対する石綿ばく露防止対策の周知への協力について（依頼）
H23. 9. 15	環水大大発第 110915001 号	ボランティア等に対する石綿ばく露防止教育の実施について（依頼）
H23. 11. 28	環産産発第 111128001 号 環水大大発第 111128001 号	建築物等の解体工事に係る発注時における石綿飛散防止対策の徹底について
H23. 12. 8	環水大大発第 111208001 号	東日本大震災の被災地へのボランティアツアー企画における啓発のお願い
H23. 12. 15	事務連絡	東日本大震災により被災した建築物等の解体工事に係るアスベスト対策の徹底について
H24. 7. 17	環水大大発第 120717001 号	特定建築材料以外の石綿含有建材の取扱いについて
H24. 7. 24	環水大大発第 120724004 号	石綿含有断熱材を使用した煙突（工作物）の解体等作業における石綿の飛散防止対策の徹底について（通知）

事務連絡
平成23年3月14日

都道府県・政令市 環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局 総務課長
大気環境課長
水環境課長
土壌環境課長

「東北地方太平洋沖地震」による環境汚染の未然防止に対する支援について（依頼）

この度の地震により、多数の方々が被災されたことに関し、心からお見舞い申し上げます。

「東北地方太平洋沖地震」による環境汚染を未然に防止するため、環境調査・モニタリング等について支援が可能な地方公共団体におかれましては、今後、災害現地からの要請があった場合、必要な資機材・人員の派遣等の支援につき格段のご協力をお願いいたします。

つきましては、各地方公共団体で支援可能な事項について、別添様式に沿って3月18日（金）までに報告をお願いいたします。報告結果は、環境省から被災した地方公共団体に情報提供いたします。

なお、被災した地方公共団体におかれましては、本報告は不要です。

実際の支援の時期については、交通機関の復旧等、被災した地方公共団体の受け入れ体制が確保されてから（場合によっては1ヶ月以上後）を想定しています。

<提出先>

環境省水・大気環境局 総務課 木村、田中

TEL：03-5521-8286

FAX：03-3580-7173

E-mail：MIZU-TAIKI-SOUMU@env. go. jp

<内容についての問合せ先>

大気環境課 手島

TEL 03-5521-8292

水環境課 戸川、長谷

TEL 03-5521-8316

土壌環境課 遠藤、堀内

TEL 03-5521-8309

別添様式

整理番号	事項	内容	連絡先
例1	人員派遣(請負資料作成)	被災した地方公共団体において、環境調査請負業務に係る仕様書、設計書等の作成を支援する。	〇〇県△△課 担当者氏名 TEL/FAX/E-mail
例2	人員派遣(大気環境調査)	被災した地方公共団体の環境研究所等において、環境調査業務(大気)を支援する。	〇〇県□□課 担当者氏名 TEL/FAX/E-mail
例3	水質測定	指定された地点において、採水(現地測定)し、〇〇県環境研究所において分析を行う。分析可能項目(健康項目、生活環境項目、要監視項目)	〇〇県◇◇課 担当者氏名 TEL/FAX/E-mail

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 16 日

社団法人 日本環境測定分析協会会長 様

環境省水・大気環境局大気環境課長

平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震により生じた
災害対策への御協力について

標記については、政府において東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部を設置し、その対策を検討、実施しているところであります。

環境省においても、環境調査・モニタリング等を通じて、環境汚染の状況を把握することにより、被害等の未然防止を図ることが重要と考えております。

貴協会におかれましても、このような状況にかんがみ、環境汚染防止に対する支援など、被災地域の災害対策について、御協力方よろしくお願いいたします。

<連絡先>

水・大気環境局大気環境課

担当：鏡味、辻脇

TEL：03-5521-8292

E-mail：yusuke_kagami@env.go.jp

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 19 日

関係都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

廃石綿やP C B廃棄物が混入した災害廃棄物について

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等により、広範囲にわたる地域で甚大な被害が生じており、これに伴い、膨大な量の災害廃棄物が発生しているところです。

しかしながら、当該廃棄物の中には、廃石綿やP C B廃棄物等、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物が混入しているおそれがあり、当該廃棄物の処理について適正な処理が必要とされるところです。

については、廃石綿やP C B廃棄物が混入した災害廃棄物について別紙のとおり取りまとめましたので送付します。

- ・別紙 1 廃石綿が混入した災害廃棄物について
- ・別紙 2 災害廃棄物に混入している P C B 廃棄物について

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

担当：谷口（廃石綿関係）、松崎（P C B 廃棄物関係）

TEL：03-5501-3156（直通）

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

水・大気環境局大気環境課

担当：手島（モニタリング関係）

TEL:03-5521-8292（直通）

E-mail: kanri-kankyo@env.go.jp

廃石綿が混入した災害廃棄物について

石綿が使用されていた建築物等が災害により倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものの処理方法は、次のとおり。

被災場所、一時保管場所における取扱いについて

- 吹き付け石綿等の廃石綿及び廃石綿の付着・混入が疑われるものについては、石綿の飛散を防止するため、散水等により、十分に湿潤化する。
- 災害廃棄物から吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物を除去等回収した場合にあっては、次のとおり取扱う。
 - ・ プラスチック袋を用いてこん包した上で、フレコンバック等丈夫な運搬容器に入れ、他の廃棄物と混合することがないように区別して保管、運搬する。
 - ・ 保管場所には、廃石綿の保管場所である旨表示する。

処理について

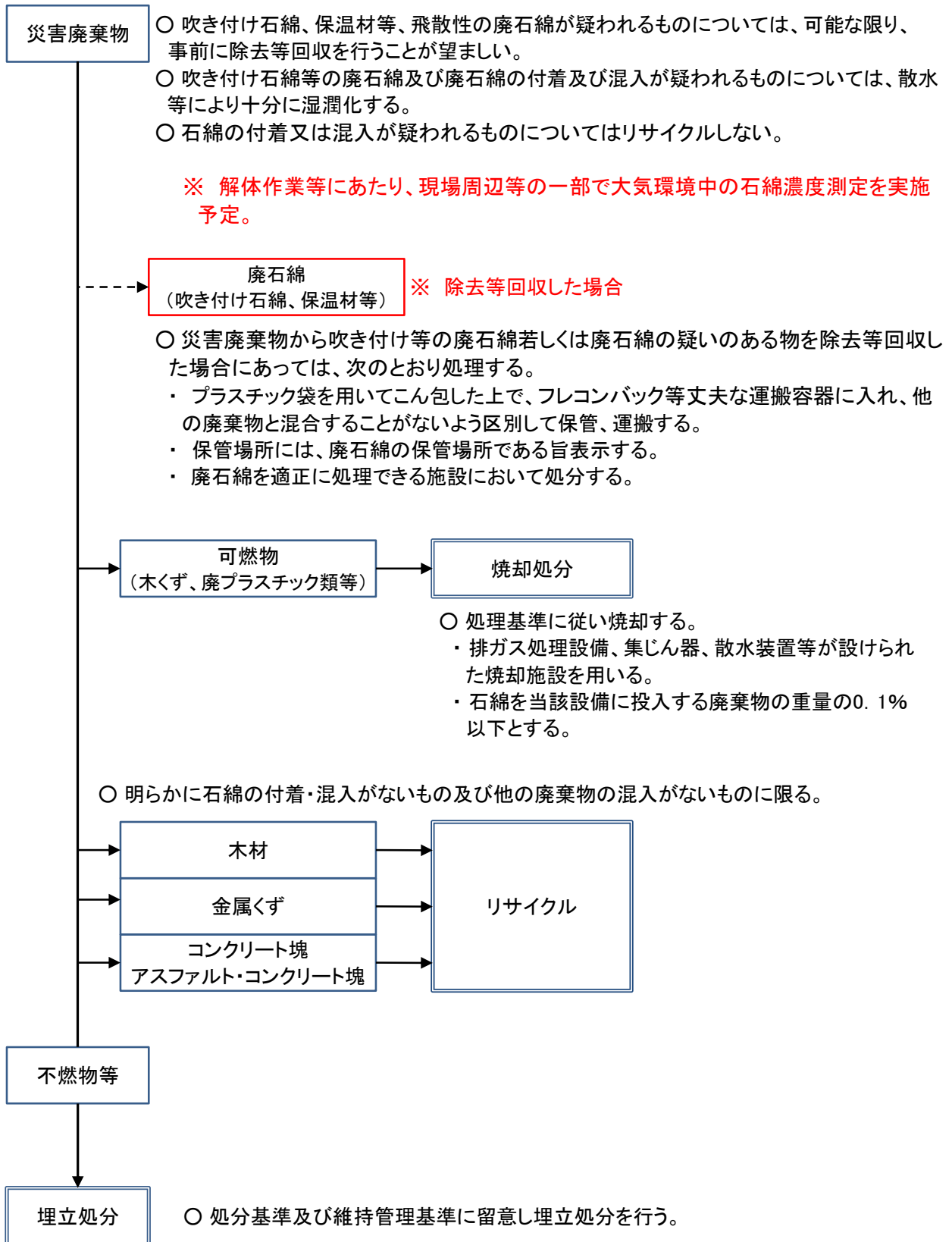
- 吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物については、適正に処理できる施設において処分する。
 - 可燃物(木材、紙くず、プラスチック類等。石綿の付着が疑われるもの及び石綿の付着が微量であるものを含む。)については、排ガス処理設備、集じん器、散水装置等が設けられた焼却施設を用いて焼却することが可能である。
 - 石綿の付着・混入が疑われるもの又は倒壊した建築物等であって石綿が付着していないことが確認できないものについては、リサイクルせず、焼却処分又は埋立処分を行う。
 - 吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物を埋め立てた場合にあっては、その位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。
- ※ 石綿含有スレート等、非飛散性の石綿含有廃棄物についても、同様に取扱うことが望ましい。

(参考)

1. 廃掃法上の取扱いについて石綿が使用されていた建築物等が災害によって倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものは、石綿建材除去事業(大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業に相当)に伴って排出された廃棄物ではないことから、吹き付け石綿等であっても、廃掃法施行令第2条の4第5号に規定する「廃石綿等」(特別管理産業廃棄物)には該当しないこと。
2. 建築物の解体等作業であって、当該作業が大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業に該当する場合にあつては、同法に規定している作業基準によること。なお、建築物等における石綿飛散防止対策に関しては「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月 環境省)(※)を参考にされたい。
(※<http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html>)
3. 石綿が使用されていた建築物等の解体作業等による石綿飛散の有無の確認や住民の不安解消を目的として、建築物の解体及び廃石綿が混入した災害廃棄物の処理現場の周辺等の一部において大気環境中の石綿濃度について調査を実施することを予定している。

廃石綿が混入した災害廃棄物について(処理フロー)

(被災地、一時保管場所)



※ 石綿スレート等、非飛散性の石綿含有廃棄物についても同様に取扱うことが望ましい。

基安労発 0323 第 2 号
基安化発 0323 第 1 号
環水大大発第 110323004 号
平成 23 年 3 月 23 日

(社) 日本保安用品協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長

化学物質対策課長

環境省水・大気環境局
大気環境課長

東北地方太平洋沖地震における呼吸用保護具の増産について（依頼）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被災された貴協会会員関係者の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

この度の地震により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物などの解体、改修工事、ガレキの処理に伴い、発生する粉じんによるばく露が懸念されます。

このため、厚生労働省及び環境省においては、互いに連携し、被災した住民及び災害復旧活動にあたる労働者等が有する不安への対応と粉じんへのばく露防止を図ることを目的に、呼吸用保護具を配布することが必要と考えておりますが、この度の地震に伴う呼吸用保護具の需要の高まりによる在庫数の減少により、被災地への十分な供給が出来なくなる可能性があります。

つきましては被災した住民及び災害復旧作業にあたる労働者等への粉じんへのばく露を防ぐため、下記の性能要件を満たす呼吸用保護具の増産をお願いするとともに、貴協会会員への周知方よろしく申し上げます。

記

1. 被災した住民等に対して

以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた使い捨て式防じんマスク

- ・ 厚生労働大臣の型式検定（昭和 63 年 3 月 30 日労働省告示第 19 号、平成 15 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 394 号改正）
- ・ NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格（42CFR84）
例：N95 マスク 等
- ・ 欧州規格（EN149）
例：FFP2 マスク 等

2. 災害復旧作業にあたる労働者に対して

（1）電動ファン付き呼吸用保護具

- ・ JIS（日本工業規格）T8157 に適合しているもの

（2）防じんマスク

- ・ 厚生労働大臣の型式検定合格品（昭和 63 年 3 月 30 日労働省告示第 19 号、平成 15 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 394 号改正）



環水大大発第 110328001 号
平成 23 年 3 月 28 日

各 都道府県 } 大気環境担当部 (局) 長 殿
政令市 }

環境省水・大気環境局大気環境課長



東北地方太平洋沖地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、多数の方々が被災されたことに関し、心からお見舞い申し上げます。

この度の地震により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、これらの中にはアスベストの含有が疑われる建材等があるのではないかと懸念があります。

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災においても、大きな被害を受けた建築物等の解体、解体物の運搬・処理及び発生した災害廃棄物の処理に伴うアスベストの飛散が問題となっており、今回も同様の問題が起こることが予想されます。

このため、環境省においては、被災した住民等へのアスベストのばく露防止と被災した住民等が有する不安への対応を図ることを目的に、下記 1 のとおりアスベスト大気濃度調査を行う予定です。また、被災した地方自治体以外の地方公共団体におかれましては下記 2 のとおりご協力をお願いしたいと考えております。アスベストを含む環境汚染の未然防止については平成 23 年 3 月 14 日付け事務連絡「東北地方太平洋沖地震」による環境汚染の未然防止に対する支援について (依頼)」(環境省水・大気環境局 総務課長、大気環境課長、水環境課長、土壌環境課長連名)において、すでに協力依頼を行っているところでありますが、被災した地方公共団体においてアスベスト大気濃度調査に関する要望があることを踏まえ、改めてアスベスト大気濃度調査の実施支援に関する協力を依頼する次第です。

なお、別添 1 及び 2 のとおり日本環境測定分析協会及び日本作業環境測定協会に対して同様の協力依頼をしたことを申し添えます。

記

- 1 環境省においては、厚生労働省と連携の上、被災地における避難所、建築物等の解体現場、ガレキ処理現場の周辺等の一部におけるアスベスト大気濃度調査を民間測定事業者
に委託の上、実施する予定です。
- 2 被災した地方自治体の要請に応じてアスベスト大気濃度調査における試料捕集又は分
析の協力が可能な地方公共団体におかれましては、可能な限りご協力をお願いします。

以上

(別添1)

環水大大発第 110328002 号
平成 23 年 3 月 28 日

(社) 日本環境測定分析協会会長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

東北地方太平洋沖地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被災された貴協会会員に対し、心からお見舞い申し上げます。

この度の地震により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、これらの中にはアスベストの含有が疑われる建材等があるのではないかと懸念があります。

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災においても、大きな被害を受けた建築物等の解体、解体物の運搬・処理及び発生した災害廃棄物の処理に伴うアスベストの飛散が問題となっており、今回も同様の問題が起こることが予想されます。

このため、環境省においては、被災した住民等へのアスベストのばく露防止と被災した住民等有する不安への対応を図ることを目的に、下記 1 のとおりアスベスト大気濃度調査を行う予定であるため、貴協会会員各位に対し周知していただくとともに、下記 2 に関するご協力をお願いしたいと考えております。アスベストを含む環境汚染防止など被災地域の災害対策については平成 23 年 3 月 16 日付け事務連絡「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震により生じた災害対策への御協力について (環境省水・大気環境局 大気環境課長)」において、すでに協力依頼を行っているところでありますが、被災した地方公共団体においてアスベスト大気濃度調査に関する要望があることを踏まえ、改めてアスベスト大気濃度調査の実施支援に関するご協力を依頼する次第です。

記

- 1 環境省においては、厚生労働省と連携の上、被災地における避難所、建築物等の解体現場、ガレキ処理現場の周辺等の一部におけるアスベスト大気濃度調査を民間測定事業者

に委託の上、実施する予定です。

- 2 被災した地方自治体の要請に応じてアスベスト大気濃度調査における試料捕集又は分析の協力が可能な貴協会会員におかれましては、可能な限りご協力をお願いします。

(別添2)

環水大大発第 110328003 号

平成 23 年 3 月 28 日

(社) 日本作業環境測定協会会長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

東北地方太平洋沖地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被災された貴協会会員に対し、心からお見舞い申し上げます。

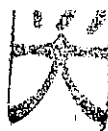
この度の地震により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、これらの中にはアスベストの含有が疑われる建材等があるのではないかと懸念があります。

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災においても、大きな被害を受けた建築物等の解体、解体物の運搬・処理及び発生した災害廃棄物の処理に伴うアスベストの飛散が問題となっており、今回も同様の問題が起こることが予想されます。

このため、環境省においては、被災した住民等へのアスベストのばく露防止と被災した住民等が有する不安への対応を図ることを目的に、下記 1 のとおりアスベスト大気濃度調査を行う予定であるため、貴協会会員各位に対し周知していただくとともに、下記 2 に関するご協力をお願いしたいと考えております。

記

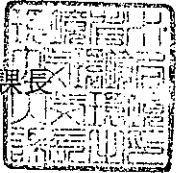
- 1 環境省においては、厚生労働省と連携の上、被災地における避難所、建築物等の解体現場、ガレキ処理現場の周辺等の一部におけるアスベスト大気濃度調査を民間測定事業者へ委託の上、実施する予定です。
- 2 被災した地方自治体の要請に応じてアスベスト大気濃度調査における試料捕集又は分析の協力にご賛同いただける貴協会会員を名簿化の上、情報提供を行っていただくとともに、可能な限りご協力をお願いします。



環水大大発第 110405001 号
平成 23 年 4 月 5 日

各 都道府県 } 大気環境担当部(局)長 殿
政令市 }

環境省水・大気環境局大気環境課長



東日本大震災の被災地におけるアスベストに関する正しい知識の普及啓発と
使い捨て式マスクの無償配布について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物などの解体、改修工事・ガレキの処理に伴い、アスベストを含む粉じんのばく露が懸念されます。

環境省においては、被災した住民等へのアスベストを含む粉じんのばく露防止と被災した住民等が有する不安への対応の一つとして、平成 23 年 3 月 28 日付け環水大大発第 110328001 号「東北地方太平洋沖地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査について」により、アスベスト大気濃度調査を行う予定であることをお知らせするとともに、被災した地方自治体以外の地方公共団体に対してご協力をお願いしたところです。

今後、被災した住民等へのアスベストを含む粉じんのばく露防止と被災した住民等が有する不安への対応のより一層の徹底を図るため、下記のご対応をお願いします。

記

1. アスベスト対策に関する正しい知識の普及啓発の促進について

被災した住民等が有する不安に適切に対応するためには、第一に正しい情報を提供することが必要です。環境省としては、環境省ホームページのトップの「東日本大震災への対応について (<http://www.env.go.jp/jishin/index.html>)」のページ内に、アスベスト対策に関する情報提供を行っていますので、被災された地方自治体におかれましては、被災した住民等に紹介するなど、積極的に活用して下さい。

なお、被災した住民等は必ずしもインターネットにアクセスできるとは限らないことから、適宜その内容を印刷して配布・掲示するなど、被災した住民等に対する特段の配慮に努めて下さい。

2. 被災した住民等へのマスクの配布について

(社)日本保安用品協会を通じ、(1)のとおり複数の会社からマスクの無償提供の申出がありました。環境省としては、被災者等有する不安への対応、マスクを使用す

ることによる粉じんへのばく露防止とその意識啓発を図ることを目的に、被災した地方公共団体あてにマスクを送付することを予定しています。被災した地方公共団体におかれましては、各地方公共団体に設置されている災害対策本部等との連携を図りながら、被災した住民等へ配布して下さい。

なお、今回配布するマスクは、各会社からの提供品毎にその性能が異なるため、使用するにはご注意ください。配布するマスクの正しい着用について解説したチラシ（別添）をホームページ上で掲載する予定であるため、必要に応じて印刷して配布・掲示して下さい。

また、配布数の内訳は（２）のとおりであり、避難所において生活を送っている被災者数等を勘案して配布することとしており、厚生労働省の３月２８日付け報道発表による配布内訳とは必ずしも一致していないことを申し添えます。

（１）使い捨て式マスクの提供企業名（五十音順）

- ・スリーエムヘルスケア株式会社

9010-N95（NIOSH N95 認定品）10,000 枚

（参考 URL: <http://www.mmm.co.jp/ohesd/info01/risk04.html>）

- ・ミドリ安全株式会社

使い切りマスク プリーツ 20,000 枚

（参考 URL: <http://www.midori-sh.jp/>）

- ・山本光学株式会社

女性・子供用マスク（NIOSH N95 認定品）2,400 枚

（参考 URL: <http://www.yamamoto-kogaku.co.jp/safety/respirators/mask.html>）

（２）使い捨て式マスクの配布予定内訳*（県別）

	配布数 (スリーエムヘル スケア株式会社)	配布数 (ミドリ安全株 式会社)	配布数 (山本光学株 式会社)
岩手県	2,800	5,600	650
宮城県	4,500	9,000	1,000
福島県	2,000	4,000	500
茨城県	300	600	100
栃木県	100	200	50
千葉県	300	600	100
合計	10,000	20,000	2,400

*梱包の関係上、若干配布数が増減する可能性があります。

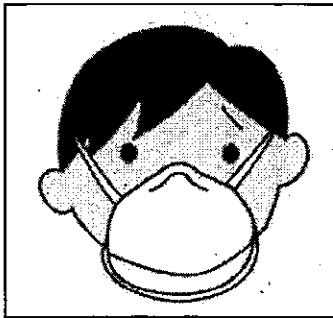
（３）配布の時期（予定）

被災した地方公共団体での被災や復旧等の状況を踏まえ４月中旬以降に配布を開始する予定です。

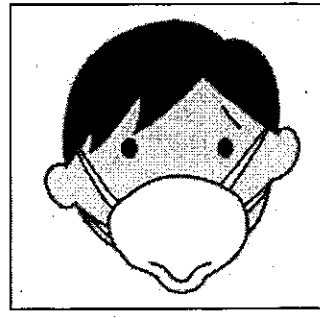
粉じんのばく露を防ぐために

正しくマスクを装着しましょう

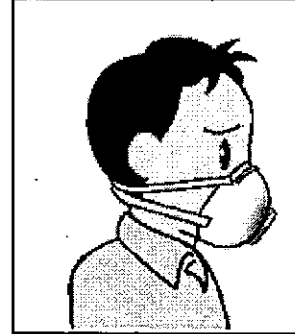
マスクの装着「悪い例」(使い捨てマスクについて)



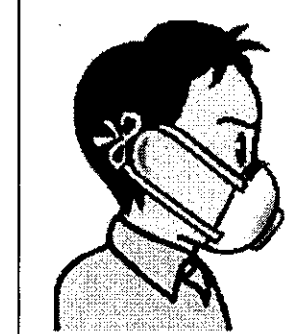
しめひもが片側はずれている



マスクが上下逆さま



しめひもが首元で2本がけになっている



しめひもを加工して耳かけ式にしている

しっかりと顔に密着させましょう

- マスクの変形・破損が無いことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。
- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

※注意事項

- ・酸素濃度18%未満の作業環境では絶対に使用しないで下さい。
- ・使用中にマスクが損傷したり、呼吸が苦しくなったり等の場合には速やかに安全な場所に移動して下さい

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう。
- もし、漏れ込みが感じられた場合は
①マスクの位置を調節する
②しめひもの長さを調節する 等
を行って再度確認してください

資料出典:(社)日本保安用品協会
日本呼吸用保護具工業会
スリーエムヘルスケア(株)



環水大大発第110408006号

平成23年4月8日

都道府県 }
各 } 大気環境担当部(局)長 殿
政令市 }

環境省水・大気環境局大気環境課長



被災地におけるアスベスト大気濃度調査の情報共有の依頼
及び実施協力の申出があった地方公共団体、測定事業者等の情報提供について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物の解体・改修工事、がれきの処理などに伴い、アスベストを含む粉じんのばく露が懸念されます。

被災地におけるアスベストの飛散状況を把握し、適切な対応を図る必要があることから当省としては、平成23年3月28日付け環水大大発第110328001号環境省水・大気環境局大気環境課長通知でお知らせしたとおり、被災地におけるアスベスト大気濃度調査を実施するとともに、当該調査のための予備調査を実施することを予定しております。

当該予備調査の結果は、別途開催する委員会において報告・公表するとともに、今後本格的に実施する予定のアスベスト大気濃度調査の計画策定及び実施等のための基礎情報として活用することを予定しています。

については、国が実施する予定の予備調査の情報に加えて、各地方公共団体が実施する予定の調査の情報も当該委員会に随時報告し、活用したいと考えておりますので、被災した地方自治体において、自ら又は外部の協力を得てアスベスト大気濃度調査を計画・予定又は実施する場合には、下記について情報提供していただくようお願いいたします。

また、外部の協力を必要としている地方自治体におかれましては、平成23年3月14日付け事務連絡及び平成23年3月28日付け環水大大発第110328001号環境省水・大気環境局大気環境課長通知等の協力依頼に応じて一部の地方公共団体及び(社)日本環境測定分析協会又は(社)日本作業環境測定協会の会員である複数の会社からアスベストのモニタリングの実施に関する協力の申出もあり、別途、情報提供を行

う予定ですのでご承知おき下さい。

記

1 調査計画又は調査予定の内容

計画又は予定している調査がありましたら、様式は任意ですので、その内容について環境省担当官あてメールによる情報提供をお願いします。

2 調査結果

調査結果を取りまとめる場合は、予め、環境省担当官あてメールによる情報提供をお願いします（様式は任意ですので、測定日、測定場所、測定方法及び測定結果等を提供いただくようお願いします）。

3 公表資料

調査結果を公表する場合は、公表資料等を発表と併せて環境省担当官あてメールによる情報提供をお願いします。

【宛先】 大気環境課

課長補佐 栗林 英明

係 長 山口 久雄

TEL : 03-5521-8295 (直通)

FAX :03-3580-7173

Email:HIDEAKI_KURIBAYASHI@env.go.jp

HISAO_YAMAGUCHI@env.go.jp

事務連絡
平成 23 年 4 月 8 日

各 都道府県 }
政令市 } 大気環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

アスベスト大気濃度調査に係る予備調査の実施について

環境省においては、平成 23 年 3 月 28 日付け環水大大発第 110328001 号「東北地方太平洋沖地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査について」により、アスベスト大気濃度調査を行う予定であることをお知らせしましたが、今般、被災した住民等へのアスベストを含む粉じんのばく露防止と不安への対応の一層の徹底を図るだけでなく、今後本格的に実施する予定のアスベスト大気濃度調査の計画策定及び実施等のための基礎情報の収集を目的として、下記の通り、被災地におけるアスベスト大気濃度調査のための予備調査を実施することとしましたのでお知らせします。なお、予備調査の実施結果は別途公表することを予定しております。

記

1. 予備調査実施における協力企業名（五十音順）

- ・（株）環境管理センター
- ・ 帝人エコサイエンス
- ・ 東海テクノ

2. 測定地点について

宮城県、福島県及び茨城県内の以下のいずれかの条件を満たす数地点を測定します。

- ・ 津波による被害が甚大な地点
- ・ 津波による被害がないものの、地震により建築物が倒壊・半壊している地点
- ・ 避難所の周辺
- ・ その他（測定の必要があると自治体が判断した地点）

3. 測定方法について

アスベストモニタリングマニュアル第 4.0 版をもとに、被災地の状況を勘案して実施します。なお、今後のアスベスト大気濃度調査の計画策定及び実施等のための基礎情報収集のために複数の測定方法で実施する予定です。

事務連絡
平成 23 年 4 月 12 日

(別記)産業廃棄物主管部(局)御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

災害廃棄物の処理技術に関する実務的支援について

災害廃棄物の処理については仮置き場の場所の選定から当該廃棄物の処理など様々な段階で進められているところですが、今後、個々の現場において様々な問題が発生し解決が必要なことも想定されます。

そこで、仮置き場の設置、保管の方法等、災害廃棄物の処理に関する個別事業の実施の際に発生する問題について、これまでも環境省においてすでに事務連絡等で PCB の取扱等について技術的助言をしていたところですが、県、市町村の個別の事業に関する実務的な問題に関し、(財)産業廃棄物処理事業振興財団及び(財)日本環境衛生センターに具体的な処理業務に関する助言チームを作り、県、市町村に対し実務的、技術的な支援を行える体制を整えましたのでお知らせします。

なお、助言内容の整理のため、当面の間、(別記連絡相談窓口)を経由して助言チームに連絡することとしておりますので、担当までご連絡下さい。

< (別記) 連絡相談窓口 >

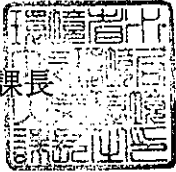


環水大大発第 110428002 号
平成 23 年 4 月 28 日

青森県
岩手県
宮城県
山形県
福島県
栃木県
茨城県
千葉県

大気環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長



防じんマスクの確保について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物等の解体・改修工事やがれきの処理に伴い、アスベストを始めとする粉じんの飛散が懸念されています。

平成 23 年 4 月 27 日に公表したアスベスト大気濃度調査に係る予備調査の結果（別添 1）においては、アスベスト濃度は通常的一般大気環境とほぼ変わらなかったことから、アスベストはそれほど飛散していないと考えられます。しかし、他と比較して総繊維数濃度が高い測定地点もあったことから、一般粉じんが相当程度飛散している場所もあると考えられます。アスベスト以外の一般粉じんでも健康に影響を及ぼす可能性があり、今後、被災地が乾燥していくことやがれき処理及び建築物等の解体作業が本格的に始まること等も考慮すると、防じんマスクの着用の徹底が必要です。

このため、貴自治体におかれましては、保有している防じんマスクの数量も考慮しながら、貴自治体の保健医療主管部局と連携の上、政令市も含めた管下市町村に対して防じんマスクの確保の促進を図るよう周知をお願いします。

なお、防じんマスクの規格は種類（厚生労働大臣の型式検定、NIOSH 規格及び欧州規格）がありますので、別添 2 のチラシを参考に適切な防じんマスクの確保の促進を図るよう併せて周知徹底をお願いします。また、当該チラシは環境省ホームページ等で掲載しておりますのでご活用下さい。

アスベスト大気濃度調査に係る予備調査の結果について

平成23年4月27日(水)
 茨城県水戸市大気環境課
 代表：03-5521-8295
 課長補佐：長：山本 亮昭(6530)
 副：栗林 英明(6533)
 担当：山口 久雄(6534)

被災した住民等へのアスベストを含む粉じんのばいばい防止、不安への対応及び今後本格的に実施する予定のアスベスト大気濃度調査の計画策定及び実施等のための基礎情報収集を目的として、宮城県、福島県、茨城県及び茨城県内の被災地においてアスベスト大気濃度の予備調査を実施したので、その結果をお知らせします。

1. 測定地点について

- 宮城県、福島県、茨城県内の以下のいずれかの条件を満たす15地点を測定しました。
- ・津波による被害が甚大な地点
 - ・避難所の周辺
 - ・がれき集積場

2. 測定方法について

測定方法は、まず位相差顕微鏡法で総繊維数濃度を測定することにより、スクリーニングを行いました。その結果、原則として総繊維数濃度が1 fL (1リットルあたり1本) を超過した箇所においては位相差/偏光顕微鏡法により、アスベストの同定を行いました。また、最も総繊維数濃度が高い箇所(郡山市富久山清掃センター(南側))においては、分析走査電子顕微鏡法によりより詳細なアスベストの同定を行いました。

3. 測定結果について

(1) 測定結果一覧表 (位相差顕微鏡法及び位相差/偏光顕微鏡法)
 全ての地点において、アスベスト濃度は、通常の一般大気環境とほぼ変わりませんでした。宮城県の測定地点においては、全ての測定結果が総繊維数濃度1 fL以下であったため、アスベストの同定は行いませんでした。福島県の測定地点においてはアスベストではなく、石膏、植物繊維等その他の繊維が多く検出されました。また、福島県及び茨城県の測定地点の一部においては、別添1の通り、アスベストを含有するスレーブが見つかりましたが、当該測定地点のアスベスト濃度は通常の一般大気環境とほぼ変わりませんでした。

なお、当該地点の周辺状況及び測定状況を別添2のとおり例示します。

が相当程度散散している場所も考えられます。従って、今後、被災地が乾燥していることやがれき処理及び建築物等の解体作業が本格的に始まること等を考慮すると防止アスベストの着用の徹底が必要です。

環境省においては、今まで防じんマスクの着用の周知を図ってきましたが、なお一部の周知を図るとともに、被災した住民等へのアスベストのばいばい防止と被災した住民等が有する不安への対応を図るため、補正予算として計上しているアスベスト大気濃度調査に際して、委員会を設置するとともに、引き続きアスベストのモニタリングを実施することとされています。

地点番号	測定場所	測定地点	測定時期	測定結果 (fL)	測定方法 (fL/1000cc) (測定回数/検出回数)
1	仙台市宮城野区仙台市立東区役所	宮城県・生田	2011/4/14	0.20	位相差顕微鏡法
2	仙台市青葉区区役所	宮城県・生田	2011/4/15	0.20	位相差顕微鏡法
3	宮城県仙台市青葉区青葉区役所	宮城県・生田	2011/4/15	0.20	位相差顕微鏡法
4	山形県山形市山形区役所	山形県・山形	2011/4/18	0.20	位相差顕微鏡法
5	山形県中央公民館	山形県・山形	2011/4/18	0.20	位相差顕微鏡法
6	福島県中核工業団地福島地区	福島県・福島	2011/4/14	0.20	位相差顕微鏡法
7	福島県中核工業団地福島地区	福島県・福島	2011/4/14	0.20	位相差顕微鏡法
8	福島県山形県山形市立東区役所	福島県・山形	2011/4/13	0.20	位相差顕微鏡法
9	いわき市南町下中田町自治会	福島県・いわき	2011/4/15	0.20	位相差顕微鏡法
10	いわき市南町下中田町自治会	福島県・いわき	2011/4/15	0.20	位相差顕微鏡法
11	茨城県茨城県内	茨城県・茨城	2011/4/14	0.20	位相差顕微鏡法
12	日立市南町4-22	茨城県・日立	2011/4/13	0.21	位相差顕微鏡法
13	日立市南町4-22	茨城県・日立	2011/4/15	0.21	位相差顕微鏡法
14	日立市南町4-22	茨城県・日立	2011/4/15	0.14	位相差顕微鏡法
15	日立市南町4-22	茨城県・日立	2011/4/15	1.6	位相差顕微鏡法

※総繊維数濃度とは長さ5μm以上、幅(直径)3μm未満で、かつ長さと同の比(アスベスト比)が3:1以上の繊維状物質を計数したものです。

(2) 総繊維数濃度が最も高かった地点(郡山市富久山清掃センター(南側))における分析走査電子顕微鏡法による測定結果
 電子顕微鏡法による同定の結果、当該地点で多く検出された繊維はアスベストではありませんでした。なお、電子顕微鏡法は、位相差顕微鏡法以上の高倍率に調整して計数を行う事が可能であるため、位相差顕微鏡法に知して、計数可能な繊維に大きな差が生じることがあります。

地点番号	測定場所	測定地点	測定時期	測定結果 (fL)	測定方法 (fL/1000cc) (測定回数/検出回数)	
8	福島県	富久山清掃センター	南側	2.0	0.33	2.0

※ND:検出下限未満 (<0.11 fL)

4. まとめ
 今回の調査結果において、アスベストを含有しているスレーブが存在するがれき集積場においても、アスベスト濃度は、通常の一般大気環境とほぼ変わりませんでした。従って今回の調査において、アスベストはそれと見做していません。しかし、福島県の測定地点の様に、他の測定地点と比較して総繊維数濃度が高いことから、一般防じん

粉じんのばく露を防ぐために
正しく防じんマスクを装着しましょう

適切な性能を有する防じんマスクを使いましょう
 間違った防じんマスクのつけ方に注意しましょう

- 以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた防じんマスクを使いましょう。
- ・厚生労働大臣の型式検定
 例 DS2マスク 等
 - ・NIOSH規格
 例 N95マスク 等
 - ・欧州規格(EN149)
 例 FFP2マスク 等



しめひもが片側はずれている
 マスクが上下逆さま
 しめひもが首元で2本がけになっている
 しめひもを加えて耳かけ式にしている

防じんマスクをつけた時の注意点について

- しっかりと顔に密着させましょう
 - マスクの変形・破損が無いことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。
 - しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する
- 顔に密着しているか確認しましょう
 - 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう。
 - もし、漏れ込みが感じられた場合は
 - ①マスクの位置を調節する
 - ②しめひもの長さを調節する 等
 行って再度確認してください

※注意事項
 ・防じんマスクの規格は性能に応じた種類がありますので作業内容に応じた防じんマスクを選択して下さい。
 ・酸素濃度18%未満の作業環境では絶対に使用しないで下さい。
 ・使用中にマスクが損傷したり、呼吸が苦しくなったり等の場合には速やかに安全な場所へ移動して下さい

マスクのつけ方（N95の例）

3) くちばし型



① マスクを上下に下げ、ノーズワイヤーにゆるいカーブをつけます。



② マスクを上に掲げ、ゴムバンドをたらしめます。



③ 人差し指と親指で2本のゴムバンドをひきます。



④ ゴムバンドを指で把持しながら、顎の下にマスクを当てます。



⑤ ゴムバンドを引き上げ、頭頂部と首の後ろにバンドをかけます。



⑥ 2本のゴムの角度は90度になるようにします。



⑦ ノーズワイヤーを指で押し当て、鼻の形に合わせる。



⑧ ユーザーシールチェックを行い、フィットを確認します。

職業感染制御研究会（JRGOICP）



マスクのつけ方（N95の例）

1) カップ型



① マスクの鼻あてを指のほうにして、ゴムバンドが下にたれるように、カップ状に持ちます。



② 鼻あてを上にしてマスクがあごを包むようにかぶせます。



③ 上側のゴムバンドを頭頂部近くにつけます。



④ 下側のゴムバンドを首の後ろにつけます。



⑤ 両手で鼻あてを押さえながら、指先で押さえつけるようにして鼻あてを鼻の形に合わせます。



⑥ 両手でマスク全体をおおい、息を強く出し空気が漏れていないかユーザーシールチェックを行います。

職業感染制御研究会（JRGOICP）

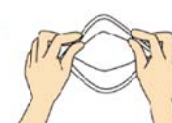


マスクのつけ方（N95の例）

2) 3つ折



① マスクの上下を確認し、広げます。ノーズワイヤーにゆるやかなカーブをつけます。



② 鼻とあごを覆います



③ マスクを押さえながら上ゴムバンドを頭頂部へ、下ゴムバンドを首まわりにつけます。



④ マスクを上下に広げ、鼻とあごを確実に覆います。



⑤ 両手の指で鼻あてが鼻に密着するように軽く押しします。



⑥ 両手でマスクを覆い、空気漏れをチェックして密着のよい位置にマスクを合わせます。

職業感染制御研究会（JRGOICP）





環水大大発第 110428003 号
平成 23 年 4 月 28 日

都道府県
各 大気環境担当部（局）長 殿
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長



東日本大震災の被災地において活動するボランティア等
に対する防じんマスク着用の周知徹底等について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物等の解体・改修工事やがれきの処理に伴い、アスベストを始めとする粉じんの飛散が懸念されています。

平成 23 年 4 月 27 日に公表したアスベスト大気濃度調査に係る予備調査の結果（別添 1）においては、アスベスト濃度は通常の一般大気環境とほぼ変わらなかったことから、アスベストはそれほど飛散していないと考えられます。しかし、他と比較して総繊維数濃度が高い測定地点もあったことから、一般粉じんが相当程度飛散している場所もあると考えられます。アスベスト以外の一般粉じんでも健康に影響を及ぼす可能性があり、今後、被災地が乾燥していくことやがれき処理及び建築物等の解体作業が本格的に始まること等も考慮すると、防じんマスクの着用の徹底が必要です。

環境省においては、平成 23 年 4 月 5 日付け環水大大発第 110405001 号「東日本大震災の被災地におけるアスベストに関する正しい知識の普及啓発と使い捨て式マスクの無償配布について」により、アスベスト対策に関する正しい知識の被災した住民等への普及啓発の促進についてお願いしておりました。しかし、全国からボランティアが被災地に入り、ボランティア活動が活発になっている状況から、アスベストを始めとする粉じんのばく露が懸念されます。

このため、ボランティア等へのアスベストを始めとする粉じんのばく露防止とボランティア等が有する不安への対応のより一層の徹底を図るため、下記のご対応をお願いします。

記

1. ボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底について

(1) 被災した地方公共団体にご対応願いたい事項

環境省においては、環境省ホームページのトップの「東日本大震災への対応につい

て」のページ内で、アスベスト対策に関する情報提供^{※1}を行っていますので、ボランティア等に紹介するなど、積極的に活用して下さい。

また、貴自治体のボランティア担当の内部部局だけでなく、管下市町村のボランティアの受入窓口等に対して本通知の内容についての情報提供を行うとともに、適宜その内容を印刷した上で配布・掲示する、あるいは、貴自治体及び管下市町村で運営しているツイッター等の民間ソーシャルメディアを活用するなど、あらゆる手段を活用して周知徹底に努めて下さい。

※1 該当URL : <http://www.env.go.jp/jishin/index.html#asbestos>

(2) 被災した地方公共団体以外の地方公共団体にご対応願いたい事項

全国から多数のボランティアが被災地に入り、活動を行っていますが、ボランティアが防じんマスク等を持参しないまま活動を行う可能性もあります。

そのため、貴自治体におかれましては、被災地に入る予定のボランティアに対し、防じんマスク等の装備を持参の上、被災地に入るように注意喚起をお願いします。

2. 防じんマスクの正しい着用方法の周知徹底について

防じんマスクは正しく着用しないと十分な性能を発揮しないことが知られております。そのため、防じんマスクの取扱説明書に従い、正しく着用するよう周知徹底をお願いします。また、環境省では、防じんマスクの正しい着用について解説したチラシ（別添2）をホームページ上で掲載^{※2}しておりますので、1. に準じたご対応をお願いします。

なお、（社）日本保安用品協会では、防じんマスクの正しい着用方法について指導を行う保護具アドバイザーの派遣等も行っているとのことですので、必要に応じて活用して下さい。

※2 該当URL : http://www.env.go.jp/jishin/attach/asbestos_mask-set.pdf

アスベスト大気濃度調査に係る予備調査の結果について

平成23年4月27日(水)
 茨城県水・大気環境課 大気環境課
 代表：03-5521-8295
 課長補佐：長：山本 亮昭(6530)
 副：栗林 英明(6533)
 担当：山口 久雄(6534)

被災した住民等へのアスベストを含む粉じんのばいばい防止、不安への対応及び今後本格的に実施する予定のアスベスト大気濃度調査の計画策定及び実施等のための基礎情報収集を目的として、宮城県、福島県、茨城県及び茨城県内の被災地においてアスベスト大気濃度の予備調査を実施したので、その結果をお知らせします。

1. 測定地点について

- 宮城県、福島県、茨城県内の以下のいずれかの条件を満たす15地点を測定しました。
 ・被災地における被災が甚大な地点
 ・津波による被害がないものの、地震により建築物が倒壊・半壊している地点
 ・避難所の周辺
 ・がれきり集積場

2. 測定方法について

測定方法は、まず位相差顕微鏡法で繊維数濃度を測定することにより、スクリーニングを行いました。その結果、原則として総繊維数濃度が1 fL (1リットルあたり1本) を超過した箇所においては位相差/偏光顕微鏡法により、アスベストの同定を行いました。また、最も総繊維数濃度が高い箇所(郡山市富久山清掃センター(南側))においては、分析走査電子顕微鏡法によりより詳細なアスベストの同定を行いました。

3. 測定結果について

(1) 測定結果一覧表 (位相差顕微鏡法及び位相差/偏光顕微鏡法)
 全ての地点において、アスベスト濃度は、通常の一般大気環境とほぼ変わりませんでした。宮城県の測定地点においては、全ての測定結果が総繊維数濃度1 fL以下であったため、アスベストの同定は行いませんでした。福島県の測定地点においてはアスベストではなく、石膏、植物繊維等その他の繊維が多く検出されました。また、福島県及び茨城県の測定地点の一部においては、別添1の通り、アスベストを含有するスレーブが見つかりましたが、当該測定地点のアスベスト濃度は通常の一般大気環境とほぼ変わりませんでした。
 なお、当該地点の周辺状況及び測定状況を別添2のとおり例示します。

が相当程度散散している場所も考えられます。従って、今後、被災地が乾燥していることやがれきり処理及び建築物等の解体作業が本格的に始まること等を考慮すると防止アスベストの着用の徹底が必要でです。
 環境省においては、今まで防じんマスクの着用の周知を図ってきましたが、なお一部の周知を図るとともに、被災した住民等へのアスベストのばいばい防止と被災した住民等が有する不安への対応を図るため、補正予算として計上しているアスベスト大気濃度調査に際して、委員会を設置するとともに、引き続きアスベストのモニタリングを実施することとされています。

地点番号	被災地	測定地点	測定日	測定時間	総繊維数濃度 (fL)	アスベスト大気濃度 (fL)	測定方法
1	仙台市宮城野区(仙台市宮城野区)	宮城野区立第一中学校	2011/4/14	11:00~11:30	0.20	0.20	位相差顕微鏡法
2	仙台市宮城野区(仙台市宮城野区)	宮城野区立第二中学校	2011/4/15	11:00~11:30	0.00	0.00	位相差顕微鏡法
3	宮城県	宮城県仙台市宮城野区立第一中学校	2011/4/15	11:00~11:30	0.00	0.00	位相差顕微鏡法
4	山形県	山形県山形市立第一中学校	2011/4/18	11:00~11:30	0.00	0.00	位相差顕微鏡法
5	山形県	山形県山形市立第二中学校	2011/4/18	11:00~11:30	<0.2	<0.2	位相差顕微鏡法
6	福島県	福島県福島市立第一中学校	2011/4/14	11:00~11:30	2.00	0.33	位相差顕微鏡法
7	福島県	福島県福島市立第二中学校	2011/4/14	11:00~11:30	4.0	0.22	位相差顕微鏡法
8	福島県	福島県福島市立第三中学校	2011/4/13	11:00~11:30	1.2	0.17	位相差顕微鏡法
9	福島県	福島県福島市立第四中学校	2011/4/15	11:00~11:30	2.5	0.23	位相差顕微鏡法
10	福島県	福島県福島市立第五中学校	2011/4/15	11:00~11:30	2.2	0.26	位相差顕微鏡法
11	福島県	福島県福島市立第六中学校	2011/4/14	11:00~11:30	5.6	0.33	位相差顕微鏡法
12	茨城県	茨城県水戸市立第一中学校	2011/4/13	11:00~11:30	0.22	0.19	位相差顕微鏡法
13	茨城県	茨城県水戸市立第二中学校	2011/4/15	11:00~11:30	0.21	0.11	位相差顕微鏡法
14	茨城県	茨城県水戸市立第三中学校	2011/4/15	11:00~11:30	0.14	0.08	位相差顕微鏡法
15	茨城県	茨城県水戸市立第四中学校	2011/4/15	11:00~11:30	1.6	0.33	位相差顕微鏡法

※総繊維数濃度とは長さ5μm以上、幅(直径)3μm未満で、かつ長さと同の比(アスベスト比)が3:1以上の繊維状物質を計数したものです。

(2) 総繊維数濃度が最も高かった地点(郡山市富久山清掃センター(南側))における分析走査電子顕微鏡法による測定結果
 電子顕微鏡法による同定の結果、当該地点で多く検出された繊維はアスベストではありませんでした。なお、電子顕微鏡法は、位相差顕微鏡法以上の高倍率に調整して計数を行う事が可能であるため、位相差顕微鏡法に知して、計数可能な繊維に大きな差が生じることがあります。

地点番号	被災地	測定地点	測定時間	繊維数	アスベスト	石膏	植物繊維	その他
8	福島県	郡山市富久山清掃センター	南側	29	ND	ND	0.33	ND

※ND:検出下限未満(<0.11 fL)

4. まとめ
 今回の調査結果において、アスベストを含有しているスレーブが存在するがれきり集積場においても、アスベスト濃度は、通常の一般大気環境とほぼ変わりませんでした。従って、今回の調査において、アスベストはそれと見做していません。しかし、福島県の測定地点の様に、他の測定地点と比較して総繊維数濃度が高いことから、一般防じん

粉じんのばく露を防ぐために
正しく防じんマスクを装着しましょう

適切な性能を有する防じんマスクを使いましょう
 間違った防じんマスクのつけ方に注意しましょう

- 以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた防じんマスクを使いましょう。
- 厚生労働大臣の型式検定
 例 DS2マスク 等
 - NIOSH規格
 例 N95マスク 等
 - 欧州規格(EN149)
 例 FFP2マスク 等



(使い捨て式防じんマスクについて「悪い例」の紹介)
 しめひもが片側はずれている
 マスクが上下逆さま
 しめひもが首元で2本がけになっている
 しめひもを加えて耳かけ式にしている

防じんマスクをつけた時の注意点について

しっかりと顔に密着させましょう

- マスクの変形・破損が無いことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。
- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう。
- もし、漏れ込みが感じられた場合は
 - ①マスクの位置を調節する
 - ②しめひもの長さを調節する 等
 行って再度確認してください

※注意事項
 ・防じんマスクの規格は性能に応じた種類がありますので作業内容に応じた防じんマスクを選択して下さい。
 ・酸素濃度18%未満の作業環境では絶対に使用しないで下さい。
 ・使用中にマスクが損傷したり、呼吸が苦しくなったり等の場合には速やかに安全な場所へ移動してください

資料出典：(社)日本保安用品協会
 日本呼吸用保護具工業会
 スリーエムヘルスケア(株)

マスクのつけ方（N95の例）

3) くちばし型



① マスクを上下に下げ、ノーズワイヤーにゆるいカーブをつけます。



② マスクを上に掲げ、ゴムバンドをたらします。



③ 人差し指と親指で2本のゴムバンドを分けます。



④ ゴムバンドを指で把持しながら、顎の下にマスクを当てます。



⑤ ゴムバンドを引き上げ、頭頂部と首の後ろにバンドをかけます。



⑥ 2本のゴムの角度は90度になるようにします。



⑦ ノーズワイヤーを指で押し当て、鼻の形に合わせる。



⑧ ユーザーシールチェックを行い、フィットを確認します。



マスクのつけ方（N95の例）

1) カップ型



① マスクの鼻あてを指のほうにして、ゴムバンドが下にたれるように、カップ状に持ちます。



② 鼻あてを上にしてマスクがあごを包むようにかぶせます。



③ 上側のゴムバンドを頭頂部近くにかけます。



④ 下側のゴムバンドを首の後ろにかけます。



⑤ 両手で鼻あてを押さえながら、指先で押さえつけるようにして鼻あてを鼻の形に合わせます。



⑥ 両手でマスク全体をおおい、息を強く出し空気が漏れていないかユーザーシールチェックを行います。



マスクのつけ方（N95の例）

2) 3つ折



① マスクの上下を確認し、広げます。ノーズワイヤーにゆるやかなカーブをつけます。



② 鼻とあごを覆います



③ マスクを押さえながら上ゴムバンドを頭頂部へ、下ゴムバンドを首まわりにつけます。



④ マスクを上下に広げ、鼻とあごを確実に覆います。



⑤ 両手の指で鼻あてが鼻に密着するように軽く押しします。



⑥ 両手でマスクを覆い、空気漏れをチェックして密着のよい位置にマスクを合わせます。



環水大大発第110630001号

平成23年6月30日

各 都道府県 }
政令市 } 大気環境担当部(局)長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業
における大気汚染防止法の取扱いについて

日ごろ、大気環境保全行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、東日本大震災による津波により多数の船舶が打ち上げられており、これらの船舶の中には石綿が使用されているものも想定されることから、船舶の解体・改修作業においては、その作業の場所から石綿が排出され、又は飛散することを防止する必要があります。

通常、運行している船舶については、大気汚染防止法(以下「法」という。)第2条第12項に規定する建築物その他の工作物に該当しないため、法の適用を受けていないところですが、当該船舶(鋼製の船舶に限る)については、人工的作為は加わっていないものの土地に接着していることから、法第2条第12項に規定する工作物として、法に準じて取り扱うこととしました。

については、法に基づく特定粉じん排出等作業の規制として、原則として作業開始前の14日前までに作業実施の届出を提出する。特定粉じん排出等作業を実施する際には作業基準を遵守する必要がありますので、関係事業者への指導等の対応をしていただくようお願いします。

なお、別添のとおり関係団体の長宛て通知しましたので、申し添えます。

環水大大発第1106030001号
平成23年6月30日

財団法人日本船舶技術研究協会会長
社団法人日本造船工業会会長
社団法人日本中小型造船工業会会長
社団法人日本造船協力事業者団体連合会会長
社団法人日本船用工業会会長

殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業
における大気汚染防止法の取扱いについて

日ごろ、大気環境保全行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、東日本大震災による津波により多数の船舶が打ち上げられており、これらの船舶の中には石綿が使用されているものも想定されることから、船舶の解体・改修作業においては、その作業の場所から石綿が排出され、又は飛散することを防止する必要があります。

通常、運行している船舶については、大気汚染防止法（以下「法」という。）第2条第12項に規定する建築物その他の工作物に該当しないため、法の適用を受けていないところですが、当該船舶（鋼製の船舶に限る）については、人工的作為は加わっていないものの土地に接着していることから、法第2条第12項に規定する工作物として、法に準じて取り扱うこととしました。

については、法に基づく特定粉じん排出等作業の規制として、原則として作業開始前の14日前までに作業実施の届出を提出する。特定粉じん排出等作業を実施する際には作業基準を遵守する必要がありますので、貴協会におかれましても、傘下事業者に対して、下記に留意の上、法の遵守の徹底について周知していただくようお願いいたします。

記

1 特定粉じん排出等作業の実施の届出（法第 18 条の 15）

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、次に掲げる事項を都道府県知事あるいは政令市に届け出なければならない。

ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、速やかに届け出ること。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 特定工事の場所
- (3) 特定粉じん排出等作業の種類
- (4) 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- (5) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (6) 特定粉じん排出等作業の方法

2 作業基準の遵守義務（法第 18 条の 17）

特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(1) 法施行規則第 16 条の 4 第 1 項

特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。

- イ 記 1 の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ロ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ハ 特定粉じん排出等作業の方法
- ニ 現場責任者の氏名及び連絡場所

(2) 法施行規則第 16 条の 4 第 2 項

項	作業の種類	作業基準
1	特定建築材料 が使用されている建築物等の解体作業（ 2 項又は 3 項に掲げる物を除く）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に

		<p>前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
2	1項の作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（3項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
3	1項の作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
4	特定建築材料が使用されている建築物等の改造又は補修作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は1の項下欄イから二までに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イから八までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>

吹付け石綿

石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（吹付け石綿を除く）

基安化発 0630 第 1 号
環水大大発第 110630002 号
平成 23 年 6 月 30 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

都道府県
各
政令市

大気環境担当部（局）長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局
大気環境課長

石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の
徹底について（通知）

厚生労働省と環境省は連携を図り、平成 23 年 6 月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散状況の調査を実施していますが、この度、本調査等により下記 1 のとおりアスベストが飛散した事例及び震災の影響で吹付けアスベストが露出した事例が確認されました。

これらの事例によって労働者へのばく露又は大気への飛散が発生したものではありませんが、同種の事態の発生により労働者の健康への影響及び大気汚染が生じることも懸念され、その対策をさらに徹底する必要があることから、被災地における関係機関におかれては関係部局と連携の上、下記 2 について関係事業者への指導等の対応をしていただくようお願いします。

なお、下記 2（1）については、被災地以外の関係機関においても同様の対応をお願いします。また、別添のとおり、関係団体の長あて要請を行ったことを申し添えます。

記

1 事例概要

(1) 事例1【建築物の解体中に飛散した例】

ア 平成 23 年 6 月 6 日に環境省が実施したアスベスト大気濃度調査でアスベストの飛散が判明した。厚生労働省が事業者に対して指導を行うとともに、環境省は 6 月 21 日に別紙 1 のとおり報道発表したところである。

茨城県水戸市内の建築物におけるアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の排気口付近の気中からアスベスト及びアスベストの可能性のある繊維を併せ 52 本/リットルの繊維が検出された。集じん・排気装置の不具合が原因と推察されたため、ただちに改善した。

なお、建物内の他の場所の濃度は通常の一般大気環境中とほぼ同じであった。現場では労働者は適切な呼吸用保護具を着用しており、52 本/リットルは作業環境の評価のための基準（管理濃度）を下回っている。また飛散は建築物の建屋内で発生したものであり、周辺環境への飛散はなかった。

イ 当該建築物は、震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが露出し、一部で劣化が認められた。

(2) 事例2【建築物の使用中に飛散の生じた例】

茨城県内の建築物に勤務する職員が、震災の翌日に実施した被災状況確認作業で震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが落下していることを確認した。

事業者は、当該建築物を直ちに閉鎖し、立入禁止措置を講じるとともに、アスベストの撤去を行うこととし、平成 23 年 4 月 11 日付けで所轄労働基準監督署長に対して労働安全衛生法に基づく計画届を提出するとともに、茨城県に大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出を行い、4 月 26 日から室内に落下したアスベストを清掃し、囲い込み部分の修繕を行った。なお、当該建築物は現在使用されていない。

2 対応していただきたい事項

(1) 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について

集じん・排気装置の保守点検については、平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発第 0127 第 1 号、環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」（別

紙 1 報道発表資料中の別紙 2 参照) で都道府県労働局労働基準部長及び各都道府県・政令市大気環境担当部(局)長あて通知しているところであるが、各機関においては、さらなる対応の徹底が図られるよう関係事業者を指導すること。

(2) 吹付けアスベスト等の封じ込めや囲い込みの損壊等への対応について

アスベスト等の封じ込めや囲い込みを行っていた箇所が震災等の影響で損壊したり、吹付けアスベストそのものが損壊し、アスベスト等の粉じんが発散して労働者へのばく露のおそれが生じている事態を、都道府県労働局において把握した場合は、関係事業者に対し、石綿障害予防規則第 10 条第 1 項又は同条第 2 項に基づく適切な対応を徹底させること。

(3) 石綿が使用されている建築物の被災状況の把握及び対応について

ア 都道府県・政令市の環境主管部局は、関係部局の協力を得て、次に掲げる情報を入手するなどにより、被災建築物の石綿使用状況及び被害状況を可能な範囲で把握するよう努めること。また、必要により所轄の都道府県労働局に情報提供すること。

(ア) 民間建築物等の吹付けアスベストに関する調査結果

(都道府県及び市町村の建築主管部局)

(イ) 被災建築物応急危険度判定結果

(市町村の建築主管部局)

イ 都道府県労働局は、上記アで把握された被災建築物について、平成 17 年 7 月 28 日付基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」(別紙 2。以下「基本通達」という。)の第 3 に基づき、適切に対応すること。この場合、基本通達の第 3 の 2 の(2)に基づき、本通知の上記(2)を徹底すること。

ウ 上記イ等によりアスベストの除去、封じ込め、囲い込みの措置を講ずる場合は、都道府県労働局は、労働安全衛生規則第 90 条あるいは石綿障害予防規則第 5 条に基づく届出等を確実に提出するよう事業者に対して指導すること。また、都道府県・政令市の環境主管部局は、大気汚染防止法第 18 条の 15 に基づく届出について指導すること。

エ 上記ウによる届出について、都道府県労働局は、基本通達の第 2 の 2 に基づき、石綿障害予防規則第 6 条(吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置)の遵守状況を審査し必要な指導を行うとともに、都道府県・政令市の環境主管部局は、大気汚染防止法第 18 条の 14 (作業基準)の遵守状況を審査し必要な指導を行うこと。

(4) アスベスト大気濃度調査等の地点の選定

都道府県の環境主管部局は、上記(3)アで把握された建築物を、東日本大震災におけるアスベスト大気濃度調査の調査地点として優先して選定すること。なお、厚生労働省のモニタリングポイントは別途示すこととしているので留意されたい。

基安化発 0630 第 2 号
環水大大発第 110630003 号
平成 23 年 6 月 30 日

中央労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
社団法人日本石綿協会会長
社団法人日本建設業連合会会長
社団法人日本作業環境測定協会会長
社団法人全国解体工事業団体連合会会長
社団法人日本化学工業協会会長
社団法人日本プラントメンテナンス協会会長
社団法人日本ビルディング協会連合会会長
社団法人建築業協会会長
財団法人日本船舶技術研究協会会長
社団法人日本造船工業会会長
社団法人日本中小型造船工業会会長
社団法人日本造船協力事業者団体連合会会長
社団法人日本船用工業会会長

殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局
大気環境課長

石綿等が吹き付けられた建築物等からの飛散防止対策の徹底について（通知）

厚生労働省と環境省は連携を図り、平成 23 年 6 月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散状況の調査を実施していますが、この度、本調査等により下記 1 のとおりアスベストが飛散した事例及び震災の影響で吹付けアスベストが露出した事例が確認されました。

これらの事例によって労働者へのばく露又は大気への飛散が発生したものではありませんが、同種の事態の発生により労働者の健康への影響及び大気の汚染が生じ

ることも懸念され、その対策をさらに徹底する必要があることから、貴協会におかれましても、傘下事業者に対して、下記2に御留意の上、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の遵守の徹底について周知していただくようお願いいたします。

記

1 事例概要

(1) 事例1【建築物の解体中に飛散した例】

ア 平成23年6月6日に環境省が実施したアスベスト大気濃度調査でアスベストの飛散が判明した。厚生労働省が事業者に対して指導を行うとともに、環境省は6月21日に別紙のとおり報道発表したところである。

茨城県水戸市内の建築物におけるアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の排気口付近の気中からアスベスト及びアスベストの可能性のある繊維を併せ52本/リットの繊維が検出された。集じん・排気装置の不具合が原因と推察している。

なお、建物内の他の場所の濃度は通常の一般大気環境中とほぼ同じであった。現場では労働者は適切な呼吸用保護具を着用しており、52本/リットは作業環境の評価のための管理基準を下回っている。また飛散は建築物の建屋内で発生したものであり、周辺環境への飛散はなかった。

イ 当該建築物は、震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが露出し、一部で劣化が認められた。

(2) 事例2【建築物の使用中に飛散の生じた例】

茨城県内の建築物に勤務する職員が、震災の翌日に実施した被災状況確認作業で震災の影響により囲い込みをしていた壁面や天井の一部が損壊し、内部に吹き付けられていたアスベストが落下していることを確認した。

事業者は、当該建築物を直ちに閉鎖し、立入禁止措置を講じるとともに、アスベストの撤去を行うこととし、平成23年4月11日付けで所轄労働基準監督署長に対して労働安全衛生法に基づく計画届を提出するとともに、茨城県に大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出を行い、4月26日から室内に落下したアスベストの清掃し、囲い込み部分の修繕を行った。なお、当該建築物は現在使用されていない。

2 周知していただきたいこと

(1) 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について

集じん・排気装置の保守点検については、平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発第 0127 第 1 号、環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」（別紙報道発表資料別紙 2 参照）で通知しているところであるが、以下の点についてさらなる対応の徹底を図ること。

ア 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。

イ 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。

ウ その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

エ 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う場合、集じん・排気装置の適切な使用を図ること。この場合、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること。

オ 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認するため排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であること。この場合「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にされたい（条例、自治体のマニュアル等により別途指導を行っている場合を除く）。

(2) アスベストの封じ込め等を行っていた箇所損壊等への対応の徹底について

アスベスト等の封じ込めや囲い込みを行っていた箇所が震災等の影響で損壊したり、吹付けアスベストそのものが損壊し、アスベスト等の粉じんが発散して労働者へのばく露のおそれが生じている場合、石綿障害予防規則第 10 条第 1 項又は同条第 2 項に基づく適切な対応を図ること。

環水大大発第110812002号
平成23年8月12日

都道府県
各 大気環境担当部(局)長 殿
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災の被災地における被災建築物の石綿使用状況の把握
及びボランティア等に対する石綿ばく露防止対策の周知について(依頼)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらの処理に伴いアスベストが飛散するおそれがあるのではないかと懸念があります。

このため、環境省においては、アスベストの飛散防止対策として、今後、被災建築物の解体等が進む中、被災建築物の石綿使用状況及び被害状況等を把握し、適正に処理することが重要と認識しており、平成23年6月30日付け基安化発第0630第1号、環水大大発第110630002号で厚生労働省と連名で通知した「石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について」の記2(3)において、石綿が使用されている建築物の被災状況の把握及び対応についてお願いしました。

また、アスベストのばく露防止対策として、平成23年4月28日付け環水大大発第110428003号で通知した「東日本大震災の被災地において活動するボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底等について」において、被災した地方公共団体に対し、ボランティア等に対し防じんマスクの着用の周知徹底をお願いするとともに、被災した地方公共団体以外の地方公共団体に対し、被災地に入る予定のボランティアに対し、防じんマスク等の装備を持参の上、被災地に入るよう注意喚起をお願いしたところです。

環境省としては、別紙のとおり日本アスベスト調査診断協会に対し、下記について地方自治体に対する協力を依頼しましたので、さらなるアスベストの飛散防止対策及びばく露防止対策を推進していただくようお願いします。

記

1. 日本アスベスト調査診断協会への協力依頼内容

(1) アスベストの飛散防止対策への協力

- ・ 被災建築物の石綿使用状況及び被害状況の診断
- ・ がれき集積場における石綿含有建材の混入状況の診断

(2) アスベストのばく露防止対策への協力

- ・ ボランティアを送り出す際の石綿ばく露防止対策の普及啓発
- ・ ボランティアを受け入れる際の石綿ばく露防止対策の普及啓発

2. 日本アスベスト調査診断協会への連絡先

(1) 連絡先(対応窓口) 日本アスベスト調査診断協会 幹事長 本山幸嘉

事務局所在地 熊本県山鹿市古閑1029

電話番号 TEL0968-43-3318 幹事長直通携帯090-3013-1129

FAX0968-44-0931

E-mail ymoto141@gmail.com

(2) 各エリア協会

日本アスベスト調査診断協会は各エリアに所属の協会があります。

一般社団法人 九州アスベスト調査診断協会 <http://k-ada.org>

事務局電話 0968-43-3318 (株)本山建設内

一般社団法人 中国四国アスベスト調査診断協会 <http://chushikoku-asbestos.jp/>

事務局電話 084-965-6862

一般社団法人 関西アスベスト調査診断協会 <http://www.kansai-ada.jp>

事務局電話 06-6958-4121

一般社団法人 中部アスベスト診断協会 <http://www.th-asbestos.com>

事務局電話 0120-121-225

関東アスベスト調査診断協会

事務局電話 03-3222-0109 (株)日本アステック内

東北アスベスト調査診断協会

事務局電話 019-635-2465 (株)大東環境科学内

北海道アスベスト調査診断協会(平成23年10月7日設立予定)

事務局電話 0166-55-0001 (株)橋本川島コーポレーション内

環水大発第110812001号

平成23年8月12日

日本アスベスト調査診断協会会長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災の被災地における被災建築物の石綿使用状況の把握及び
ボランティア等に対する石綿ばく露防止対策の周知への協力について（依頼）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらの処理に伴いアスベストが飛散するおそれがあるのではないかと懸念があります。

このため、環境省においては、アスベストの飛散防止対策として、震災で発生した災害廃棄物中のアスベストの取扱い等に関する留意事項の周知徹底等を行っていますが、今後、被災建築物の解体等が進む中、被災建築物の石綿使用状況及び被害状況を把握し、適正に処理すること等が重要と認識しています。

また、アスベストのばく露防止対策として、防じんマスク等を被災地の住民等へ無償配布するとともに、防じんマスクの正しい着用方法の周知を行っていますが、粉じん発生のおそれのある現場に近づく可能性のあるボランティア等に対して防じんマスク等の持参・着用を更に周知徹底することが必要です。

については、被災地における石綿の飛散防止対策及びばく露防止対策を更に推進するため、関係自治体の要請に応じ、下記について、御協力をお願いします。

記

1. アスベストの飛散防止対策への協力

- (1) 被災建築物の石綿使用状況及び被害状況の診断
- (2) がれき集積場における石綿含有建材の混入状況の診断

2. アスベストのばく露防止対策への協力

- (1) ボランティアを送り出す際の石綿ばく露防止対策の普及啓発
- (2) ボランティアを受け入れる際の石綿ばく露防止対策の普及啓発

環水大大発第110915001号
平成23年9月15日

青森県
岩手県
宮城県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県

大気環境担当部(局)長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

ボランティア等に対する石綿ばく露防止教育の実施について(依頼)

ボランティア等に対する石綿ばく露防止対策の周知については、これまで、平成23年4月28日付け環水大大発第110428003号「東日本大震災の被災地において活動するボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底等について」で通知したほか、平成23年8月12日付け環水大大発第110812002号「東日本大震災の被災地における被災建築物の石綿使用状況の把握及びボランティア等に対する石綿ばく露防止対策の周知について」で依頼したところです。

しかしながら、現在も被災地で活動しているボランティア等が防じんマスクを着用していないとの指摘がなされており、ボランティア等の石綿のばく露防止を徹底するため、さらなる対応が必要です。

貴職におかれましては、関係部局と連携していただき、貴管内市町村(大気汚染防止法政令市を除く)のボランティアセンター等に対し、ボランティアを送り出す際あるいはボランティアを受け入れる際の「石綿ばく露防止教育」を、実施していただくよう周知願います。

また、今後のアスベストばく露防止対策の参考にしたいので、ボランティアセンター等の各機関における「石綿ばく露防止教育」について、これまでの実施状況及び今後の実施計画について、別紙により、平成23年9月30日(金)までに担当宛て、メールでご回答願います。

なお、別紙のとおり大気汚染防止法政令市宛て、同様の文書を送付していることを申し添えます。

(別紙)

都道府県名

市町村名

機関名

担当者

電話番号

ボランティアに対する「石綿ばく露防止教育」の実施状況について

1. これまでの実施状況

実施月日	例：8月20日		
対象人数	20名		
うちマスク 持参者数	15名		
うちマスク 配布者数	5名		
教育内容	アスベストについて ・危険性 ・使用箇所 ・その他 防じんマスクについて ・各自で持参すること ・マスクの種類 ・正しい着用方法 その他		
教育者	市職員		

2. 今後の実施計画

実施月日	10月5日	10月15日	10月25日
教育内容	アスベストについて ・危険性 ・使用箇所 ・その他 防じんマスクについて ・各自で持参すること ・マスクの種類 ・正しい着用方法 その他		
教育者	市職員		

環水大大発第110915002号
平成23年9月15日

大気汚染防止法政令市大気環境担当部（局）長 殿

（ 仙台市、千葉市、青森市、盛岡市、
郡山市、いわき市、宇都宮市、船橋市、
柏市、市川市、松戸市、市原市 ）

環境省水・大気環境局大気環境課長

ボランティア等に対する石綿ばく露防止教育の実施について（依頼）

ボランティア等に対する石綿ばく露防止対策の周知については、これまで、平成23年4月28日付け環水大大発第110428003号「東日本大震災の被災地において活動するボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底等について」で通知したほか、平成23年8月12日付け環水大大発第110812002号「東日本大震災の被災地における被災建築物の石綿使用状況の把握及びボランティア等に対する石綿ばく露防止対策の周知について」で依頼したところです。

しかしながら、現在も被災地で活動しているボランティア等が防じんマスクを着用していないとの指摘がなされており、ボランティア等の石綿のばく露防止を徹底するため、さらなる対応が必要です。

貴職におかれましては、関係部局と連携していただき、貴市のボランティアセンター等に対し、ボランティアを送り出す際あるいはボランティアを受け入れる際の「石綿ばく露防止教育」を、実施していただくよう周知願います。

また、今後のアスベストばく露防止対策の参考にしたいので、ボランティアセンター等の各機関における「石綿ばく露防止教育」について、これまでの実施状況及び今後の実施計画について、別紙により、平成23年9月30日（金）までに担当宛て、メールでご回答願います。

環廃産発第 111128001 号
環水大大発第 111128001 号
平成 23 年 11 月 28 日

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県

廃棄物担当部長 殿
大気環境担当部長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

水・大気環境局大気環境課長

建築物等の解体工事に係る発注時における石綿飛散防止対策の徹底について

東日本大震災により被害を受けた建築物等の解体工事に当たっての石綿飛散防止対策について、御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、当該飛散防止対策に関しては、平成 23 年 3 月 19 日付け事務連絡「廃石綿や PCB 廃棄物が混入した災害廃棄物について」、平成 23 年 6 月 30 日付け基安化発 0630 第 1 号、環水大大発第 110630002 号「石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について」で通知等したところです。

しかしながら、1. 被災地で石綿飛散防止対策に対する認識が低い、あるいはその技術を有しない請負者が建築物の解体を実施することにより、石綿が飛散しているとの懸念の声があること、2. 建築物の解体現場における集じん・排気装置の不具合と考えられる石綿の飛散事例が発生していることから、解体の請負者に対し、さらなる周知・徹底を図る必要があります。

については、貴職におかれましては、建築物等の解体工事に係る石綿飛散防止

対策が徹底されるよう、貴管下市町村に対し、平成 23 年 8 月 30 日付け環廃対発第 110830003 号、基安安発 0830 第 1 号、基安労発 0830 第 1 号、基安化発 0830 第 1 号「災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について」(別添 1)の各事項を実施するとともに、下記について、施工業者に対する指導を行うよう周知願います。なお、市町村から事務委託を受けた場合、貴職におかれましても同様の対応をお願いします。

記

1. 非飛散性石綿含有建材の除去時における散水及び手ばらしの徹底について
非飛散性石綿含有建材(石綿含有成型板等)を除去する場合においても、石綿飛散防止に努めることが肝要であり、原則として常時散水するなど十分湿潤化し、手作業で丁寧に除去すること。
なお、本事項の指導等にあたっては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007 (http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html)」の次の事項を参照願います。

【第 3 章 建築物の解体等に伴う飛散防止対策】

- 3.12 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去する時の石綿飛散防止対策
3.12.1 石綿含有成型板を除去する場合(P.97)

2. 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について
平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発 0127 第 1 号、環水大大発第 1101270002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」(別添 2)に掲げる集じん・排気装置の適切な使用について徹底すること。
本事項の指導等にあたっては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」の次の事項及び平成 23 年 11 月 17 日付け基安化発第 1117 第 2 号「石綿等が吹き付けられた建築物等解体等工事における集じん・排気装置の稼働の確認等について」(別添 3)を参照願います。

【第 3 章 建築物の解体等に伴う飛散防止対策】

- 3.8 特定建築材料を掻き落とし等により除去する時の石綿飛散防止対策
3.8.2 除去作業の前処理における留意事項
(5) 集じん・排気装置の設置及び作業場の負圧化(P.78)

3.8.3 除去作業中における留意事項

(1) 作業場の隔離養生および負圧状態、集じん・排気装置の稼働状況の確認 (P.82)

(3) 1) 集じん・排気装置の稼働 (P.83)

環廃対発第 110830003 号
基安安発 0830 第 1 号
基安労発 0830 第 1 号
基安化発 0830 第 1 号
平成 23 年 8 月 30 日

北海道、青森県、岩手県、
宮城県、福島県、茨城県、
栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、新潟県、長野県 廃棄物担当部長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
労働衛生課長
化学物質対策課長

災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に当たっての労働安全衛生対策については、平成 19 年 4 月 2 日付け環廃対発第 070402002 号「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」の別紙「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」において、「当該災害等廃棄物処理事業は、従事者の労働安全衛生に係る関係法令等を遵守した上で行わなければならないものとする。」とされているところですが、これまでに労働基準監督署等が安全パトロールを行った結果、災害廃棄物の処理に際して、防じんマスクが着用されていない等、安全衛生対策が不十分である状況が散見されたところです。

災害廃棄物処理においては、労働者のみならず被災した住民やボランティア等が作業に従事することが想定されることから、また、災害廃棄物の中にはアスベスト等の有害物質が含まれる可能性もあることから、作業員に対する安全衛生教育等の徹底に加え、災害廃棄物処理の際に発生する粉じんのばく露防止対策として有効なマスクの着用が必要となります。

発注者による労働者の安全衛生面への配慮は労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号) 第 3 条第 3 項において定められており、また、厚生労働省が平成 19 年 3 月 22 日付けで発出した基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止

対策の推進について」においても、発注者の実施事項を下記のとおり示しているところでは、

つきましては、貴職におかれては、これら発注者の果たすべき役割に御留意の上、貴管下市町村が安全衛生の確保に十分配慮した発注を行うとともに、災害廃棄物処理を行う事業者に対して適切な指導を行うよう、市町村へその徹底に御協力をお願いいたします。なお、市町村から事務委託を受けた場合、貴職におかれても同様の御配慮及び御指導をお願いいたします。

また、岩手、宮城、福島 の 3 県については、建設業に新規に参入する労働者が多数見込まれるところ、当該労働者に対する安全衛生教育については、厚生労働省が建設業労働災害防止協会への委託事業として実施している「東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業」により設置された「支援センター」において、安全衛生の専門家による支援を受けることが可能ですので、併せて貴管下市町村及び事業者に対して周知くださいますようお願いいたします。また、3 県以外についても、教育の実施に当たって教材等が必要な場合には、建設業労働災害防止協会にお問い合わせください。

記

平成 19 年 3 月 22 日付け厚生労働省基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」別紙 1 建設業における総合的労働災害防止対策 別添 1 「建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項」のうち発注者の実施事項（抜粋）

区分	実施事項
発注者	<ol style="list-style-type: none">1 施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等2 施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算3 施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示4 適正な施工業者の選定及び施工業者に対する指導5 分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあつては、次の事項<ol style="list-style-type: none">(1) 個別工事間の連絡及び調整(2) 工事全体の災害防止協議会の設置6 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及び労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入。

(参考：労働安全衛生法第 3 条第 3 項)

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

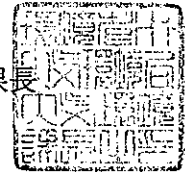
基安化発 0127 第 1 号
環水大大発第 110127002 号
平成 23 年 1 月 27 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

都道府県 }
各 政令市 } 大気環境担当部 (局) 長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局
大気環境課長



石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における
集じん・排気装置の保守点検の徹底等について

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく必要があるところである。

また、石綿則第 6 条により、当該石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所の排気にろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること、石綿除去等作業場所を負圧に保つこと、及び石綿除去等作業場所の出入口に前室を設置することが義務付けられているところである。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）では、大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからニに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入り口に前室を設置すること、及び作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付

けた集じん・排気装置を使用すること等が義務づけられているところである。

平成 21 年度に環境省が実施し、平成 22 年 7 月 16 日に報道発表を行った「平成 21 年度アスベスト大気濃度調査」のうち、愛知県内の解体現場において、敷地境界では特に高い濃度ではなかったものの、前室及び排気口付近で高濃度が疑われる現場があり、当該現場の前室及び排気口付近で捕集したサンプルについて分析走査電子顕微鏡法でも分析し、繊維の種類の間定等を行ったところ、高濃度のクリソタイト及びアモサイトが検出されたところである。

厚生労働省及び環境省において専門家を交えた意見聴取等の調査を行ってきたところ、原因を特定することはできなかったが、集じん・排気装置の不具合の可能性が高いと考えられている。なお、解体事業者の記録等によると、保護具等の着用も励行されており、労働者の健康への影響は確認されておらず、また、当該解体現場の敷地境界での測定結果から石綿による大気汚染が無いことも確認されている。

しかしながら、このような事態が再発することによる労働者の健康への影響及び大気汚染が危惧され、建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策及び大気への飛散防止対策をさらに徹底する必要があることから、貴職におかれてはそれぞれが所管する法令に基づき、関係部局と連携の上、喫緊に対応すべき下記の事項について関係事業者への指導に当たり、遺憾なきを期されたい。また、本通知は厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から都道府県労働局労働基準部長に対し下記 1 の事項について、環境省水・大気環境局大気環境課長から各都道府県及び政令市大気環境担当部（局）長に対し下記 2 の事項についてそれぞれ通知するものであることを了知されたい。

なお、別添により、下記の事項について関係団体の長あて要請を行ったことを申し添える。

記

- 1 建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策について
 - (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
 - (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。
 - (3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

2 特定粉じん排出等作業における大気汚染の防止について

- (1) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う者に対し、集じん・排気装置の適切な使用について指導を徹底すること。なお、指導に当たっては「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にし、特に集じん・排気装置のフィルターの適切な交換や稼働前のフィルターの取付状態の確認等について配慮すること。
- (2) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認する方法として排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であることから、排出等作業を行う者に対し、指導を徹底すること。貴自治体において測定方法、測定場所及び測定時期等について条例、マニュアル等により指導を行っていない場合にあつては「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に指導すること。

以上

(別添)

基安化発 0127 第 2 号
環水大大発第 110127003 号
平成 23 年 1 月 27 日

中央労働災害防止協会会長
建築業労働災害防止協会会長
(社) 日本石綿協会会長
(社) 日本建設業団体連合会会長
(社) 全国建設業協会会長
(社) 日本土木工業協会会長
(社) 日本作業環境測定協会会長
(社) 全国解体工事業団体連合会会長
(社) 日本化学工業協会会長
(社) 日本プラントメンテナンス協会会長
(社) 日本ビルディング協会連合会会長
(社) 建築業協会会長

殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

環境省水・大気環境局
大気環境課長

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における
集じん・排気装置の保守点検の徹底等について

壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業につきましては、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、労働者の石綿粉じんによるばく露防止対策を講じていただく必要があるところです。

また、石綿則第 6 条において、当該石綿等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所の排気による過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること、石綿除去等作業場所を負圧に保つこと、及び石綿除去等作業場所の出入口に前室を設置することが義務付けられているところです。

一方、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）大防法施行規則別表第 7 の 1 の項下欄イからニに掲げる作業基準に従って作業を行う場合、特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入り口に前室を設置すること、及び作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること等が義務づけられているところです。

平成 21 年度に環境省が実施し、平成 22 年 7 月 16 日に報道発表を行った「平成 21 年度アスベスト大気濃度調査」のうち、愛知県内の解体现場において、敷地境界では特に高い濃度ではなかったものの、前室及び排気口付近で高濃度が疑われる現場があり、当該現場の前室及び排気口付近で捕集したサンプルについて分析走査電子顕微鏡法でも分析し、繊維の種類の同定等を行ったところ、高濃度のクリソタイル及びアモサイトが検出されたところです。

厚生労働省及び環境省において専門家からの意見聴取等の調査を行ってきたところ、原因を特定することができませんでしたが、集じん・排気装置の不具合の可能性が高いと考えられました。ただし、解体事業者の記録等によると、保護具等の着用も励行されており、労働者の健康への影響は確認されていません。また、当該解体现場の敷地境界で測定した大気濃度調査結果から石綿による大気の汚染が無いことも確認されているところです。

しかしながら、このような事態が再発することによる労働者の健康への影響及び大気への汚染が危惧されることから、厚生労働省及び環境省としては建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策及び大気の飛散防止対策を互いに連携し、さらに徹底していくこととしております。喫緊に対応すべき具体的な再発防止対策として、石綿則及び大防法の規定の遵守に当たって、下記事項も徹底していただくことが重要なところです。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下事業者に対して、下記事項にご留意の上、石綿則及び大防法の遵守の徹底について要請していただきたく存じます。

記

- 1 建築物の解体等の作業における労働者へのばく露防止対策について
 - (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
 - (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付け状態の確認を徹底すること。

(3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。

なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

2 特定粉じん排出等作業における大気汚染の防止について

(1) 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う者に対し、集じん・排気装置の適切な使用を徹底すること。なお、その際は「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考とし、特に集じん・排気装置のフィルターの適切な交換や稼働前のフィルターの取付状態の確認等について配慮すること。

(2) 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認する方法として排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であることから、排出等作業を行う者に対し、指導を徹底すること。また、排出等作業の場所を管轄する自治体が測定方法、測定場所及び測定時期等について条例、マニュアル等により指導を行っている場合にはその指導に従い、そうでない場合にあっては「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にすること。

以上

基安化発 1 1 1 7 第 2 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化 学 物 質 対 策 課 長

石綿等が吹き付けられた建築物等解体等工事における集じん・排気装置の稼働の確認等について

標記工事においては、石綿障害予防規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、作業場所の隔離と負圧保持、集じん・排気装置の使用及び出入口への前室の設置が義務付けられている。このうち、ろ過集じん方式の集じん排気装置については、有効な集じん方式として、日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルターの取付けが示され、かつ、作業の開始前等に装置が有効に稼働できる状態にあることの確認が求められている（平成 21 年 2 月 18 日付け基発第 0218001 号）。しかし、東日本大震災アスベスト対策合同会議の一環として環境省が実施している被災地における石綿飛散状況の調査においては、隔離空間から何らかの原因で外部に漏洩したと見られる石綿が検出された事例が複数あることが報告されている。

石綿が隔離空間の外部に漏出した原因については、現在調査中であるが、いずれも集じん・排気装置や前室の周辺における漏洩であることから、労働者の石綿等の粉じんへのばく露を防止する観点から、下記により集じん・排気装置を有効に稼働させるよう指導願いたい。

なお、別添のとおり関係団体の長あて要請を行ったことを申し添える。

記

1 集じん・排気装置の整備点検

平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発 0127 第 1 号・環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」に掲げる次の対策の徹底を図ること。

- (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
- (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付状態の確認を徹底すること。
- (3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底すること。なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事におけ

る石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)を参考にすること。

2 集じん・排気装置の稼働状況の確認等

ろ過集じん方式の集じん・排気装置の稼働状況を確認する方法として、次の(1)及び(2)に掲げる対応を行うこと。なお、このような対応が困難な場合には、労働者の安全を考慮して、石綿が隔離空間の外部に漏出する原因についてその調査の結果が出るまでの間は、集じん・排気装置及び前室の周辺において作業を行う場合には、労働者に対するDS2以上の性能を有する防じんマスクの使用も考慮すること。

(1) 集じん・排気装置の排気状況

作業が行われている間、継続的に、即時に測定できる粉じん相対濃度計等により集じん・排気装置の排気口付近における粉じん濃度を測定することにより、異常値がないことを確認すること。

(2) 前室付近における負圧の確認

集じん・排気装置を使用している状態で、当該作業場所の出入口における風向等を確認すること。

基安化発 1 1 1 7 第 1 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

石綿等が吹き付けられた建築物等解体等工事における集じん・排気装置の稼働の確認等について

標記工事においては、石綿障害予防規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、作業場所の隔離と負圧保持、集じん・排気装置の使用及び出入口への前室の設置が義務付けられています。このうち、ろ過集じん方式の集じん排気装置については、有効な集じん方式として、日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルターの取付けを示し、かつ、作業の開始前等に装置が有効に稼働できる状態にあることの確認を求めています（平成 21 年 2 月 18 日付け基発第 0218001 号）。しかし、東日本大震災アスベスト対策合同会議の一環として環境省が実施している被災地における石綿飛散状況の調査においては、隔離空間から何らかの原因で外部に漏洩したと見られる石綿が検出された事例が複数あることが報告されています。

石綿が隔離空間の外部に漏出した原因については、現在調査中ですが、いずれも集じん・排気装置や前室の周辺における漏洩であります。

つきましては、貴会におかれましても、労働者の石綿等の粉じんへのばく露を防止する観点から、石綿等が吹き付けられた建築物等解体等工事を実施する場合には下記により集じん・排気装置を有効に稼働させるよう貴会会員にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1 集じん・排気装置の整備点検

平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発 0127 第 2 号・環水大大発第 110127003 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」に掲げる次の対策の徹底を図ること。

- (1) 集じん・排気装置の取扱説明書等に基づき、フィルターの目詰まりによる劣化を防止するため、フィルターの定期的な交換を徹底すること。
- (2) 集じん・排気装置のパッキンの取付け等の不具合による石綿の漏洩を防止するため、使用開始前の取付状態の確認を徹底すること。
- (3) その他、集じん装置等の定期自主点検指針に示された事項の確認を徹底

すること。なお、上記徹底に当たっては、「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）を参考にすること。

2 集じん・排気装置の稼働状況の確認等

ろ過集じん方式の集じん・排気装置の稼働状況を確認する方法として、次の（１）及び（２）に掲げる対応を行うこと。なお、このような対応が困難な場合には、労働者の安全を考慮して、石綿が隔離空間の外部に漏出する原因についてその調査の結果が出るまでの間は、集じん・排気装置及び前室の周辺において作業を行う場合には、労働者に対する DS2 以上の性能を有する防じんマスクの使用も考慮すること。

（１）集じん・排気装置の排気の状態

作業が行われている間、継続的に、即時に測定できる粉じん相対濃度計等により集じん・排気装置の排気口付近における粉じん濃度を測定することにより、異常値がないことを確認すること。

（２）前室付近における負圧の確認

集じん・排気装置を使用している状態で、当該作業場所の出入口における風向等を確認すること。

(別記)

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

社団法人 日本作業環境測定協会

社団法人 日本建設業連合会

社団法人 全国建設業協会

社団法人 全国解体工事業団体連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

社団法人 日本石綿協会

一般社団法人 日本化学工業協会

社団法人 日本プラントメンテナンス協会

社団法人 日本ビルディング協会連合会

財団法人 日本船舶技術研究協会

社団法人 日本造船工業会

社団法人 日本中小型造船工業会

社団法人 日本造船協力事業者団体連合会

社団法人 日本船用工業会

社団法人 日本船用機関整備協会

社団法人 日本船舶電装協会

環水大大発第111208001号
平成23年12月8日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿
社団法人全国旅行業協会会長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災の被災地へのボランティアツアー企画における啓発のお願い

日ごろ、大気汚染防止対策の推進に御協力をいただき感謝申し上げます。

また、貴協会会員において東日本大震災の被災地へのボランティアツアーを企画されていることに敬意を表します。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、アスベストを始めとする粉じんの飛散が懸念されています。

環境省においては、ボランティア等に対する石綿ばく露防止対策について、平成23年4月28日付け環水大大第110428003号「東日本大震災の被災地において活動するボランティア等に対する防じんマスクの着用の周知徹底等について」(別紙1)等で通知したほか、被災自治体に対し、無償で防じんマスクを配布する等の対応を行ってきたところです。

しかしながら、ボランティア参加者の一部で防じんマスクを着用していないとの指摘があることから、さらなる防じんマスクの着用の周知徹底を図る必要があります。

つきましては、貴協会の会員に対し、当該ボランティアツアーの企画にあたり、下記事項についてボランティア参加者に啓発していただきますよう御理解・御協力をお願いします。

記

1. ボランティア参加者に対し、防じんマスク等の装備を持参の上、被災地に入るよう注意喚起すること。
2. 別紙2のチラシ等を配布する等により、防じんマスクの正しい着用方法を周知すること(次のURLを参照願います。)

http://www.env.go.jp/jishin/attach/asbestos_mask-set_v2.pdf

(留意事項)

厚生労働省から、現在、被災地において呼吸用保護具として暫定的に使用が認められている、諸外国の一定の規格に適合している防じんマスク(国家検定に合格していないもの)について、平成24年4月1日から、譲渡、貸与、使用等を行わないよう通知されておりますので御理解願います。(別紙3)

環水大大発第 110428003 号
平成 23 年 4 月 28 日

都道府県
各 大気環境担当部（局）長 殿
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災の被災地において活動するボランティア等
に対する防じんマスク着用の周知徹底等について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生し、多くの建築物等が損壊するとともに、膨大な量の災害廃棄物が発生したところであり、今後の災害復旧工事における建築物等の解体・改修工事やがれきの処理に伴い、アスベストを始めとする粉じんの飛散が懸念されています。

平成 23 年 4 月 27 日に公表したアスベスト大気濃度調査に係る予備調査の結果（別添 1）においては、アスベスト濃度は通常の一般大気環境とほぼ変わらなかったことから、アスベストはそれほど飛散していないと考えられます。しかし、他と比較して総繊維数濃度が高い測定地点もあったことから、一般粉じんが相当程度飛散している場所もあると考えられます。アスベスト以外の一般粉じんでも健康に影響を及ぼす可能性があり、今後、被災地が乾燥していくことやがれき処理及び建築物等の解体作業が本格的に始まること等も考慮すると、防じんマスクの着用の徹底が必要です。

環境省においては、平成 23 年 4 月 5 日付け環水大大発第 110405001 号「東日本大震災の被災地におけるアスベストに関する正しい知識の普及啓発と使い捨て式マスクの無償配布について」により、アスベスト対策に関する正しい知識の被災した住民等への普及啓発の促進についてお願いしておりました。しかし、全国からボランティアが被災地に入り、ボランティア活動が活発になっている状況から、アスベストを始めとする粉じんのばく露が懸念されます。

このため、ボランティア等へのアスベストを始めとする粉じんのばく露防止とボランティア等が有する不安への対応のより一層の徹底を図るため、下記のご対応をお願いします。

記

1. ボランティア等に対する防じんマスク着用の周知徹底について

(1) 被災した地方公共団体にご対応願いたい事項

環境省においては、環境省ホームページのトップの「東日本大震災への対応につい

て」のページ内で、アスベスト対策に関する情報提供¹を行っていますので、ボランティア等に紹介するなど、積極的に活用して下さい。

また、貴自治体のボランティア担当の内部部局だけでなく、管下市町村のボランティアの受入窓口等に対して本通知の内容についての情報提供を行うとともに、適宜その内容を印刷した上で配布・掲示する、あるいは、貴自治体及び管下市町村で運営しているツイッター等の民間ソーシャルメディアを活用するなど、あらゆる手段を活用して周知徹底に努めて下さい。

1 該当URL :

<http://www.env.go.jp/jishin/index.html#asbestos>

(2) 被災した地方公共団体以外の地方公共団体にご対応願いたい事項

全国から多数のボランティアが被災地に入り、活動を行っていますが、ボランティアが防じんマスク等を持参しないまま活動を行う可能性もあります。

そのため、貴自治体におかれましては、被災地に入る予定のボランティアに対し、防じんマスク等の装備を持参の上、被災地に入るように注意喚起をお願いします。

2. 防じんマスクの正しい着用方法の周知徹底について

防じんマスクは正しく着用しないと十分な性能を発揮しないことが知られております。そのため、防じんマスクの取扱説明書に従い、正しく着用するよう周知徹底をお願いします。また、環境省では、防じんマスクの正しい着用について解説したチラシ(別添2)をホームページ上で掲載²しておりますので、1. に準じたご対応をお願いします。

なお、(社)日本保安用品協会では、防じんマスクの正しい着用方法について指導を行う保護具アドバイザーの派遣等も行っているとのことですので、必要に応じて活用して下さい。

2 該当URL :

http://www.env.go.jp/jishin/attach/asbestos_mask-set.pdf

正しく防じんマスクを装着しましょう

適切な性能を有する防じんマスクを使いましょう

以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた防じんマスクを使いましょう。

- ・ 厚生労働大臣の型式検定
例: DS2マスク 等
- ・ NIOSH規格
例: N95マスク 等
- ・ 欧州規格(EN149)
例: FFP2マスク 等

間違った防じんマスクのつけ方に注意しましょう

(使い捨て式防じんマスクについて「悪い例」の紹介)



しめひもが片側
はずれている



マスクが上
下逆さま



しめひもが首
元で2本がけ
になっている



しめひもを加
工して耳かけ
式にしている

防じんマスクをつけた時の注意点について

しっかりと顔に密着させましょう

- マスクの変形・破損が無いことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。
- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する

顔に密着しているか確認しましょう

- 取扱説明書に従って使用のたびに必ず顔に密着しているか確認しましょう。
- もし、漏れ込みが感じられた場合は
 - ①マスクの位置を調節する
 - ②しめひもの長さを調節する 等を行って再度確認してください

※注意事項

- ・防じんマスクの規格は性能に応じた種類がありますので作業内容に応じた防じんマスクを選択して下さい。
- ・酸素濃度18%未満の作業環境では絶対に使用しないで下さい。
- ・使用中にマスクが損傷したり、呼吸が苦しくなったり等の場合には速やかに安全な場所に移動してください

マスクのつけ方（N95の例）

1) カップ型



- ① マスクの鼻あてを指のほうにして、ゴムバンドが下にたれるように、カップ状に持ちます。



- ② 鼻あてを上にしてマスクがあごを包むようにかぶせます。



- ③ 上側のゴムバンドを頭頂部近くにかかけます。



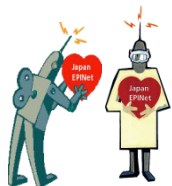
- ④ 下側のゴムバンドを首の後ろにかかけます。



- ⑤ 両手で鼻あてを押さえながら、指先で押さえつけるようにして鼻あてを鼻の形に合わせます。



- ⑥ 両手でマスク全体をおおい、息を強く出し空気が漏れていないかユーザーシールチェックを行います。



マスクのつけ方（N95の例）

2) 3つ折



- ① マスクの上下を確認し、広げます。ノーズワイヤにゆるやかなカーブをつけます。



- ② 鼻とあごを覆います



- ③ マスクを押さえながら上ゴムバンドを頭頂部へ、下ゴムバンドを首まわりにつけます。



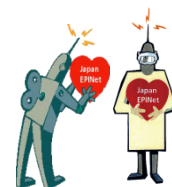
- ④ マスクを上下に広げ、鼻とあごを確実に覆います。



- ⑤ 両手の指で鼻あてが鼻に密着するように軽く押しします。



- ⑥ 両手でマスクを覆い、空気漏れをチェックして密着のよい位置にマスクを合わせます。



マスクのつけ方（N95の例）

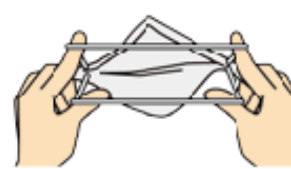
3) くちばし型



① マスクを上下に下げ、ノーズワイヤーにゆるいカーブをつけます。



② マスクを上に掲げ、ゴムバンドをたらしめます。



③ 人差し指と親指で2本のゴムバンドを分けます。



④ ゴムバンドを指で把持しながら、顎の下にマスクを当てます。



⑤ ゴムバンドを引き上げ、頭頂部と首の後ろにバンドをかけます。



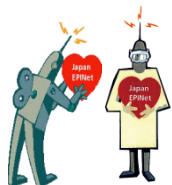
⑥ 2本のゴムの角度は90度になるようにします。



⑦ ノーズワイヤを指で押し当て、鼻の形に合わせる。



⑧ ユーザーシールチェックを行い、フィットを確認します。



基発 1 1 2 4 第 3 号
平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

東日本大震災の復旧工事において使用する
呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止について

東日本大震災の被災地においては、がれきの処理の急増に伴い、防じんマスク等の呼吸用保護具の需要が急速に高まる中、国家検定合格品である防じんマスク（以下「検定合格防じんマスク」という。）の生産及び供給の体制が不安定なために、復旧工事を行う事業者が所定の要件を具備した呼吸用保護具について必要な数量を確保できない事態が生じていた。

このため、労働者が有効な呼吸用保護具を着用しないまま、がれき処理等の復旧工事において石綿にばく露することがないように、平成 23 年 4 月 11 日付け基発 0411 第 2 号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について」（以下「呼吸用保護具の特例通達」という。）に基づき、国家検定に合格していないものの、諸外国の一定の規格に適合している防じんマスク（以下「未検定マスク」という。）については、検定合格防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、建物の損壊等の被害が甚大な地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県）における屋外で行われるがれき処理の作業場について、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 44 条の呼吸用保護具として使用することを認めてきたところである。

今般、検定合格防じんマスクの生産及び供給の体制の回復に伴い、被災地において検定合格防じんマスクが安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成 24 年 3 月 31 日をもって、呼吸用保護具の特例通達を廃止することとしたので、貴職においては、事業者、販売者等に対し、平成 24 年 4 月 1 日以降は、未検定マスクの譲渡、貸与、使用等を行わないよう周知徹底されたい。

なお、別添のとおり関係団体の長あて通知していることを申し添える。

基発 1 1 2 4 第 2 号
平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

東日本大震災の復旧工事において使用する
呼吸用保護具の取扱いに関する特例の廃止について

東日本大震災の復旧工事における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

東日本大震災の被災地においては、がれきの処理の急増に伴い、防じんマスク等の呼吸用保護具の需要が急速に高まる中、国家検定合格品である防じんマスク（以下「検定合格防じんマスク」という。）の生産及び供給の体制が不安定なために、復旧工事を行う事業者が所定の要件を具備した呼吸用保護具について必要な数量を確保できない事態が生じていました。

このため、労働者が有効な呼吸用保護具を着用しないまま、がれき処理等の復旧工事において石綿にばく露することがないように、平成 23 年 4 月 11 日付け基発 0411 第 1 号「東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について」（以下「呼吸用保護具の特例通達」という。）によりお示ししたように、国家検定に合格していないものの、諸外国の一定の規格に適合している防じんマスク（以下「未検定マスク」という。）については検定合格防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、建物の損壊等の被害が甚大な一部地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県）における屋外で行われるがれき処理の作業場について、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 44 条の呼吸用保護具として使用することを認めてきたところです。

今般、検定合格防じんマスクの生産及び供給の体制の回復に伴い、被災地において検定合格防じんマスクが安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成 24 年 3 月 31 日をもって、呼吸用保護具の特例通達を廃止することといたしました。

については、平成 24 年 4 月 1 日以降は、未検定マスクの譲渡、貸与、使用等を行わないよう、貴会会員に対する周知について御協力をお願いいたします。

(別記団体)

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

社団法人 全国建設業協会

社団法人 日本建設業連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

社団法人 日本作業環境測定協会

社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

公益社団法人 日本保安用品協会

社団法人 全国都市清掃会議

一般社団法人 日本環境衛生施設工業会

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

一般社団法人 全国清掃事業連合会

日本環境保全協会

全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会

全国環境整備事業協同組合連合会

日本廃棄物リサイクル事業協同組合

事務連絡
平成 23 年 12 月 15 日

関係県廃棄物行政主管部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
産業廃棄物課

東日本大震災により被災した建築物等の解体工事に係る
アスベスト対策の徹底について

廃棄物の適正な処理の推進につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災により被災した建築物等の解体工事に係るアスベスト対策については、関係法令等に基づき各自治体において対策を講じていると承知しているところですが、一部の現場において、建築物等の解体前にアスベストの有無の調査を行わず解体が行われているとの指摘等があったところです。

災害等廃棄物処理事業として、建築物等の解体工事が本格化しつつあるところですが、改めて下記に留意の上、万全のアスベスト対策を講じるよう、貴県内の市町村に対して周知方よろしく申し上げます。

記

1．解体事業者への周知徹底等

建築物等の解体工事を災害等廃棄物処理事業として実施する場合は、発注仕様書に、建築物等の解体前におけるアスベストの有無の調査、安全衛生管理、適正な処理等について記載するなど、必要な対策について周知徹底を図ること。発注仕様書に記載していない場合等は、改めて周知徹底を図ること。

2．調査結果の確認等

市町村職員がアスベストの調査結果を確認するほか、アスベストの存在が明らかになった場合、現場の施工状況等を確認するなどの適切な措置を講じること。

3．災害等廃棄物処理事業費補助金の対象

建築物等の解体工事に併せて行うアスベスト等の調査費用は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となること。

< 連絡先 >

廃棄物対策課 担当：村山
電話：03-5501-3154 FAX:03-3593-8263
Email: hairi-haitai@env.go.jp
産業廃棄物課 担当：胡桃澤
電話：03-5501-3156 FAX:03-3593-8264
Email: hairi-sanpai@env.go.jp

環水大大発第 120717001 号
平成 24 年 7 月 17 日

各

都道府県
政令市

 大気環境主管部(局)長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

特定建築材料以外の石綿含有建材の取扱いについて

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき感謝申し上げます。

大気汚染防止法に規定されている特定建築材料以外の石綿含有建材の取扱いにつきましては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」において原則として湿潤化し手作業で取り外すこと等が規定されています。

しかし、手作業で取り外した特定建築材料以外の石綿含有建材をフレキシブルコンテナバックに入れるために破砕していることが見受けられ、石綿を飛散させていることが懸念されています。石綿の飛散防止のため、取り外した石綿含有成形板等は、壊さずに廃棄すること、またサイズが大きく運送などに当たり、やむを得ず切断等する場合には、十分湿潤化し石綿の飛散を防止することなどの取扱いが必要です。

貴職におかれましては関係部局、労働基準監督署と連携し管下自治体及び建築物解体業や産業廃棄物処理業等の関係団体に、特定建築材料以外の石綿含有建材を破砕する等により石綿を飛散させないよう周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省において別添のとおり特定建築材料以外の石綿含有建材の取扱いについてパンフレット (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/index.html>) が作成されており、こちらも業務の参考としてご活用ください。



環水大大発第 120724004 号
平成 24 年 7 月 24 日

都道府県
各 大気環境主管部（局）長 殿
政令市

環境省水・大気環境局大気環境課長



石綿含有断熱材を使用した煙突（工作物）の解体等作業における
石綿の飛散防止対策の徹底について（通知）

環境省では、平成 23 年 6 月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査を実施しており、これまでに、建築物のアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の不具合等によると思われるアスベストの飛散事例を 4 件確認しています。

この度、工作物である石綿含有断熱材を使用した煙突の解体において、集じん・排気装置の吸引能力不足、あるいは集じん・排気装置の不具合が原因と推定されるアスベストの飛散事例が 2 件確認されました。

これらの事例によって、周辺環境への影響が生じたものではありませんが、同種の事態の発生により大気の汚染が生じることも懸念されるため、工作物の解体に関しても対策を更に徹底する必要があります。

については、更なるアスベスト飛散防止の徹底を図るため、貴職におかれましては関係機関と連携のうえ、工作物の解体作業においても、下記について関係事業者への指導等の対応をしていただくようお願いします。

なお、別添のとおり、関係団体の長あて要請を行ったことを申し添えます。

記

集じん・排気装置の保守点検については、平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発第 0127 第 1 号、環水大大発第 110127002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業等における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」及び平成 23 年 6 月 30 日付け基安化発第 0630 第 1 号、環水大大発第 110630002

号「石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について」で都道府県労働局労働基準部長及び各都道府県・政令市大気環境部（局）長あて通知しているところである。

集じん・排気装置の運用、管理については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」に詳細が掲載されており、本事例に関しては次の事項について特に留意願いたい。

1. 設置台数の決定

集じん・排気装置の能力は、最低でも4回換気を確保できるよう台数を決定する。

排気ダクトが長い場合、曲がりが多い場合等は圧力損失を考慮して排気能力を設定し、設置台数を算定すること。

2. 集じん・排気装置の配置計画

隔離された作業場では、セキュリティゾーンから空気を取り入れ、集じん・排気装置により清浄化した空気を排気する。そのため、集じん・排気装置はできるだけセキュリティゾーンの対角位置に設置し、作業場内で空気の溜まりを生じさせないように集じん・排気装置を配置するよう計画すること。

作業場の形状等から空気溜まりの生じる恐れがある場合は、集じん・排気装置を追加するか、吸気ダクトを用いて溜まり部分の空気を吸気する等の措置を講じることが必要となる。なお、集じん・排気装置設置後、装置を稼働させ、スモークテスト等で作業場内の空気の流れを確認すること。

特に、セキュリティゾーン近傍に集じん・排気装置を設置した場合、空気がセキュリティゾーンと集じん・排気装置間でショートカットするため、作業場内全体の負圧が確保されないばかりか、隔離作業内に発生したアスベスト含有粉じんを吸引・ろ過することもできないため注意が必要である。

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011

(http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html)

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 集じん・排気装置の負圧化 | 78 頁から 82 頁 |
| (2) 集じん・排気装置の運用、管理 | 159 頁から 165 頁 |
| (3) 石綿含有建材除去作業等チェックリスト | 186 頁から 238 頁 |

環水大大発第 120724005 号
平成 24 年 7 月 24 日

別記団体の長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

石綿含有断熱材を使用した煙突（工作物）の解体等作業における
石綿の飛散防止対策の徹底について（通知）

環境省では、平成 23 年 6 月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査を実施しており、これまでに、建築物のアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の不具合等によると思われるアスベストの飛散事例を 4 件確認しています。

この度、工作物である石綿含有断熱材を使用した煙突の解体において、集じん・排気装置の吸引能力不足、あるいは集じん・排気装置の不具合が原因と推定されるアスベストの飛散事例が 2 件確認されました。

これらの事例によって、周辺環境への影響が生じたものではありませんが、同種の事態の発生により大気の汚染が生じることも懸念されるため、工作物の解体に関しても対策を更に徹底する必要があります。

については、更なるアスベスト飛散防止の徹底を図るため、貴協会におかれましても、傘下事業者に対して、工作物の解体作業においても、下記についてご留意の上、大気汚染防止法の遵守の徹底について周知していただくようお願いいたします。

記

集じん・排気装置の運用、管理については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」に詳細が掲載されており、本事例に関しては次の事項について特に留意願いたい。

1. 設置台数の決定

集じん・排気装置の能力は、最低でも 4 回換気を確保できるよう台数を

決定する。

排気ダクトが長い場合、曲がりが多い場合等は圧力損失を考慮して排気能力を設定し、設置台数を算定すること。

2. 集じん・排気装置の配置計画

隔離された作業場では、セキュリティゾーンから空気を取り入れ、集じん・排気装置により清浄化した空気を排気する。そのため、集じん・排気装置はできるだけセキュリティゾーンの対角位置に設置し、作業場内で空気の溜まりを生じさせないように集じん・排気装置を配置するよう計画すること。

作業場の形状等から空気溜まりの生じる恐れがある場合は、集じん・排気装置を追加するか、吸気ダクトを用いて溜まり部分の空気を吸気する等の措置を講じることが必要となる。なお、集じん・排気装置設置後、装置を稼働させ、スモークテスト等で作業場内の空気の流れを確認すること。

特に、セキュリティゾーン近傍に集じん・排気装置を設置した場合、空気がセキュリティゾーンと集じん・排気装置間でショートカットするため、作業場内全体の負圧が確保されないばかりか、隔離作業内に発生したアスベスト含有粉じんを吸引・ろ過することもできないため注意が必要である。

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011

(http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html)

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 集じん・排気装置の負圧化 | 78 頁から 82 頁 |
| (2) 集じん・排気装置の運用、管理 | 159 頁から 165 頁 |
| (3) 石綿含有建材除去作業等チェックリスト | 186 頁から 238 頁 |

< 別記団体 >

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

社団法人 JATI 協会

社団法人日本建設業連合会

社団法人作業環境測定協会

一般社団法人日本環境測定分析協会

社団法人全国解体工事業団体連合会

社団法人日本化学工業協会

社団法人日本プラントメンテナンス協会

社団法人日本ビルディング協会連合会

社団法人建築業協会